

令和 7 年笛吹市議会

第 4 回定例會議案

笛 吹 市

目 次

- 議案第116号 笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第117号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第118号 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第119号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第120号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議案第121号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第122号 笛吹市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第123号 笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について
- 議案第124号 笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について
- 議案第125号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 議案第126号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 議案第127号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第128号 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第129号 令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第130号 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第131号 令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第132号 令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第133号 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について

- 議案第134号 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第135号 令和7年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第136号 令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第137号 契約の締結について(春日居福祉会館大規模改修工事(建築主体)(債務))
- 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市健康増進施設「いちのみやももの里温泉」)
- 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市クリーンセンター)
- 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居児童センター、かすがい学童保育クラブ)
- 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市境川児童館、境川学童保育クラブ)
- 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市すずらんの里)
- 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市みさか桃源郷公園)
- 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八代ふれあい健康広場、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園)
- 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市学びの杜みさか、笛吹市御坂生涯学習センター)
- 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市スコレーセンター、笛吹市スコレーパリオ、笛吹市石和中央テニスコート、笛吹市石和農村スポーツ広場、笛吹市石和清流館)
- 議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について(笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場)

令和7年笛吹市議会第4回定例会会期日程

○会期：令和7年12月2日（火）～12月17日（水） 16日間

月日	曜日	会議名等	開議時間	議事等
11月25日	火	議会運営委員会	午前9時30分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前10時30分	
12月2日	火	本会議	午後1時30分	・市長行政報告 ・提出議案説明
3日	水	休会		
4日	木	休会		
5日	金	休会		
6日	土	休会		
7日	日	休会		
8日	月	本会議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
9日	火	本会議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
10日	水	休会		
11日	木	休会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
12日	金	休会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
13日	土	休会		
14日	日	休会		
15日	月	休会	午前9時	常任委員会(予備日)
16日	火	休会		
17日	水	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本会議	午後1時30分	・委員会審査報告 ・討論 ・採決

令和7年12月2日 提出

笛吹市長 山 下 政 樹



議案第 116 号

笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 19 条)

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則(第 20 条)

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業(第 21 条—第 25 条)

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第 26 条・第 27 条)

第 3 章 雜則(第 28 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第 2 条 この条例に定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業(法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第 3 条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、そ

の監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者は、笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に該当してはならない。また、その社会的責任に鑑み、暴力団員等と密接な関係を有してはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消防に関する訓

練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第 10 条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 13 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型

乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

- ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上 の 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに

	<p>限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(山梨県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同

じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下の条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。

3 第 1 項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力

を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 (設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年山梨県条例第63号)(保育所に係る部分に限る。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例(平成18年山梨県条例第62号)
 - (3) 幼保連携型認定こども園 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例(平成26年山梨県条例第68号)
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第15号)(居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)
- (準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則 (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。これが、本条例案を提出する理由である。

議案第 117 号

笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(笛吹市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市職員給与条例(平成 16 年笛吹市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 2 号ウ中「7,100 円」を「7,300 円」に改め、同号エ中「1 万円」を「1 万 400 円」に改め、同号オ中「1 万 2,900 円」を「1 万 3,500 円」に改め、同号カ中「1 万 5,800 円」を「1 万 6,600 円」に改め、同号キ中「1 万 8,700 円」を「1 万 9,700 円」に改め、同号ク中「2 万 1,600 円」を「2 万 2,800 円」に改め、同号ケ中「2 万 4,400 円」を「2 万 5,900 円」に改め、同号コ中「2 万 6,200 円」を「2 万 9,100 円」に改め、同号サ中「2 万 8,000 円」を「3 万 2,300 円」に改め、同号シ中「2 万 9,800 円」を「3 万 5,500 円」に改め、同号ス中「3 万 1,600 円」を「3 万 8,700 円」に改める。

第 15 条の 2 第 1 項中「4,400 円」を「4,700 円」に、「6,600 円」を「7,050 円」に、「2 万 2,000 円」を「2 万 3,500 円」に改める。

第 17 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5)」を加え、同条第 3 項中「100 分の 60」との次に「、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 62.5」と」を加える。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 125)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 127.5)」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、「6 月に支給する場合には」を、「100 分の 60)」の次に「、「12 月に支給する場合には 100 分の 52.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 62.5)」を加える。

別表第 2 から別表第 2 の 4 までを次のように改める。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
任用2		196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時3		198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤4		199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職5		200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員以6		202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
外の7		203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
職員8		205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9		206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10		208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11		210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12		211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13		213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14		214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15		216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16		218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17		219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18		221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19		222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20		224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21		225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22		227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23		228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24		230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25		232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26		233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27		235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28		236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900

29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	

64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				

99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					
116		314, 400					
117		314, 600					
118		314, 800					
119		315, 100					
120		315, 400					
121		315, 700					
122		315, 900					
123		316, 200					
124		316, 500					
125		316, 800					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2の2(第4条関係)

公安職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	216,700	277,700	311,700	344,100	365,700	396,700	433,100
任用	2	219,100	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700
短時	3	221,600	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200
間勤	4	224,000	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700
務職	5	226,400	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200
員以	6	228,800	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800
外の	7	231,100	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200
職員	8	233,400	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600
	9	235,700	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700
	10	238,100	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100
	11	240,500	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600
	12	242,800	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100
	13	245,100	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400
	14	247,400	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100
	15	249,700	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700
	16	252,000	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300
	17	254,300	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700
	18	256,600	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400
	19	258,900	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100
	20	261,200	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700
	21	263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100
	22	265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800
	23	266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500
	24	268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200
	25	269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600
	26	270,400	302,900	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100
	27	271,500	303,500	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700
	28	272,400	304,200	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300

29	273, 400	304, 800	341, 400	386, 500	411, 800	441, 400	467, 900
30	274, 300	305, 500	342, 400	388, 100	413, 200	442, 700	468, 600
31	275, 200	306, 200	343, 500	389, 700	414, 400	443, 900	469, 100
32	276, 100	306, 700	344, 600	391, 300	415, 700	445, 100	469, 600
33	276, 900	307, 300	345, 800	393, 000	416, 700	446, 100	470, 100
34	277, 600	307, 900	346, 900	395, 000	417, 800	446, 800	470, 400
35	278, 300	308, 500	348, 000	397, 000	418, 800	447, 500	470, 700
36	278, 900	309, 000	349, 100	399, 000	419, 800	448, 200	471, 100
37	279, 500	309, 800	350, 100	400, 700	420, 900	448, 700	471, 400
38	280, 000	310, 400	351, 300	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600
39	280, 500	310, 900	352, 400	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900
40	281, 000	311, 500	353, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100
41	281, 600	312, 200	354, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400
42	282, 100	312, 800	355, 800	407, 600	426, 200	450, 400	472, 600
43	282, 600	313, 400	357, 000	408, 600	427, 000	450, 700	472, 800
44	283, 100	314, 000	358, 200	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000
45	283, 500	314, 600	359, 100	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400
46	284, 000	315, 100	360, 300	411, 700	428, 800	451, 500	
47	284, 500	315, 700	361, 500	412, 800	429, 500	451, 800	
48	285, 000	316, 300	362, 700	413, 900	430, 100	452, 000	
49	285, 500	317, 000	363, 700	415, 200	430, 800	452, 300	
50	286, 000	317, 600	364, 900	416, 000	431, 200	452, 600	
51	286, 500	318, 300	366, 100	416, 800	431, 800	452, 900	
52	286, 900	319, 000	367, 300	417, 400	432, 400	453, 200	
53	287, 300	319, 500	368, 400	417, 900	432, 800	453, 400	
54	287, 800	320, 100	369, 600	418, 600	433, 200	453, 700	
55	288, 300	320, 800	370, 800	419, 200	433, 700	453, 900	
56	288, 700	321, 500	371, 900	419, 900	434, 200	454, 200	
57	289, 100	322, 000	373, 100	420, 200	434, 700	454, 400	
58	289, 500	322, 600	374, 100	420, 900	435, 200	454, 700	
59	289, 900	323, 200	375, 000	421, 600	435, 600	455, 000	
60	290, 300	323, 800	376, 000	422, 100	436, 000	455, 200	
61	290, 900	324, 400	376, 400	422, 500	436, 400	455, 400	
62	291, 400	324, 900	377, 100	422, 900	436, 700	455, 700	
63	291, 800	325, 500	377, 700	423, 400	437, 000	456, 000	

64	292, 200	326, 100	378, 400	423, 900	437, 300	456, 300	
65	292, 700	326, 600	379, 100	424, 400	437, 500	456, 500	
66	293, 200	327, 200	379, 800	424, 800	437, 800	456, 800	
67	293, 600	327, 800	380, 500	425, 300	438, 100	457, 100	
68	294, 000	328, 300	381, 000	425, 800	438, 300	457, 400	
69	294, 400	328, 700	381, 700	426, 300	438, 500	457, 600	
70	294, 900	329, 200	382, 300	426, 800	438, 800	457, 900	
71	295, 300	329, 600	382, 900	427, 400	439, 100	458, 200	
72	295, 700	330, 100	383, 500	427, 900	439, 300	458, 500	
73	296, 100	330, 600	384, 000	428, 300	439, 500	458, 700	
74	296, 600	331, 000	384, 600	428, 900	439, 800		
75	297, 000	331, 300	385, 000	429, 300	440, 100		
76	297, 400	331, 600	385, 500	429, 500	440, 300		
77	297, 800	331, 800	385, 800	429, 800	440, 500		
78	298, 300	332, 100	386, 300	430, 300	440, 800		
79	298, 700	332, 400	386, 800	430, 600	441, 100		
80	299, 100	332, 600	387, 300	430, 900	441, 300		
81	299, 500	332, 800	387, 800	431, 200	441, 500		
82	299, 900	333, 000	388, 200	431, 600	441, 800		
83	300, 400	333, 300	388, 500	432, 000	442, 100		
84	300, 800	333, 600	388, 900	432, 400	442, 300		
85	301, 200	333, 800	389, 100	432, 700	442, 500		
86	301, 600	334, 000	389, 400				
87	301, 800	334, 200	389, 900				
88	302, 100	334, 600	390, 200				
89	302, 400	334, 800	390, 400				
90		335, 000	390, 800				
91		335, 200	391, 100				
92		335, 500	391, 400				
93		335, 800	391, 600				
94		336, 000	392, 000				
95		336, 200	392, 400				
96		336, 500	392, 700				
97		336, 800	393, 000				
98		337, 000					

	99		337,200					
	100		337,500					
	101		337,800					
定年 前再		基準給料 月額						
任用 短時 間勤 務職 員		円	円	円	円	円	円	円
		225,300	253,800	298,000	321,900	336,500	360,700	397,000

備考 この表は、消防職員に適用する。

別表第2の3(第4条関係)

医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
任用	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
短時	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
間勤	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
務職	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
員以	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
外の	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
職員	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000

18	253, 400	275, 000	301, 800	316, 700	349, 100	404, 700
19	255, 500	275, 900	302, 300	317, 500	350, 200	406, 700
20	257, 500	276, 800	302, 700	318, 400	351, 300	408, 400
21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400	410, 100
22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600	411, 800
23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700	413, 600
24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400
25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000
26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700
27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500
28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400

53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		

88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	
110	306, 500	337, 800	372, 400		
111	306, 700	338, 100	372, 900		
112	307, 000	338, 400	373, 300		
113	307, 300	338, 700	373, 700		
114	307, 500	339, 100	374, 100		
115	307, 800	339, 400	374, 600		
116	308, 000	339, 700	375, 100		
117	308, 300	339, 900	375, 500		
118	308, 500	340, 200	376, 000		
119	308, 800	340, 500	376, 500		
120	309, 100	340, 700	377, 000		
121	309, 400	340, 900	377, 300		
122	309, 700	341, 200			

123	310, 000	341, 500			
124	310, 300	341, 800			
125	310, 500	342, 000			
126	310, 700	342, 300			
127	311, 000	342, 600			
128	311, 400	342, 800			
129	311, 600	343, 000			
130	311, 900	343, 200			
131	312, 200	343, 500			
132	312, 600	343, 700			
133	312, 800	344, 000			
134	313, 100	344, 400			
135	313, 400	344, 800			
136	313, 700	345, 200			
137	313, 900	345, 500			
138	314, 200	345, 900			
139	314, 500	346, 300			
140	314, 800	346, 700			
141	315, 000	347, 000			
142	315, 300	347, 400			
143	315, 700	347, 700			
144	316, 000	348, 100			
145	316, 200	348, 400			
146	316, 400	348, 800			
147	316, 700	349, 200			
148	317, 000	349, 600			
149	317, 200	349, 900			
150	317, 400	350, 300			
151	317, 700	350, 700			
152	318, 000	351, 100			
153	318, 400	351, 400			
154	318, 600				
155	318, 800				
156	319, 100				
157	319, 400				

158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					
定年 前再 任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時 間勤 務職 員	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600

備考 この表は、保健師の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第2の4(第4条関係)

福祉職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級		2級		3級		4級		5級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円	円	円	円	円	
再任用	1		212,700	267,600	299,600	325,700	366,800				
短時間	2		214,400	269,000	300,500	327,400	368,500				
勤務職	3		216,000	270,300	301,300	328,900	370,100				
員以外	4		217,700	271,600	302,200	330,300	371,700				
の職員	5		219,200	273,000	303,100	331,500	373,300				
	6		220,800	274,000	304,000	332,900	375,100				
	7		222,400	275,000	304,900	334,200	376,600				
	8		224,000	276,000	305,700	335,600	378,200				

9	225, 600	276, 900	306, 500	337, 000	379, 500
10	227, 400	277, 800	307, 500	338, 500	381, 100
11	229, 200	278, 800	308, 700	339, 900	382, 700
12	230, 200	279, 700	309, 700	341, 300	384, 200
13	231, 200	280, 800	310, 900	342, 700	386, 100
14	232, 300	281, 700	312, 000	344, 200	388, 000
15	233, 500	282, 600	313, 100	345, 800	389, 900
16	234, 600	283, 400	314, 100	347, 300	391, 700
17	235, 600	283, 900	315, 100	348, 800	393, 200
18	236, 600	284, 600	316, 200	350, 400	395, 000
19	237, 500	285, 400	317, 200	351, 900	396, 700
20	238, 500	286, 100	318, 200	353, 400	398, 300
21	239, 500	287, 000	319, 200	354, 900	400, 000
22	240, 900	287, 900	320, 200	356, 400	401, 400
23	242, 200	288, 800	321, 200	357, 900	402, 800
24	243, 500	289, 700	322, 100	359, 400	404, 200
25	244, 800	290, 700	323, 100	360, 900	405, 600
26	246, 100	291, 600	324, 000	362, 500	406, 800
27	247, 400	292, 400	325, 000	364, 000	408, 000
28	248, 600	293, 300	326, 000	365, 500	409, 000
29	249, 700	294, 200	327, 000	366, 700	410, 100
30	250, 600	295, 000	328, 000	368, 200	411, 300
31	251, 400	295, 900	329, 100	369, 700	412, 400
32	252, 200	296, 700	330, 200	371, 200	413, 500
33	253, 200	297, 700	331, 200	372, 500	414, 200
34	254, 000	298, 700	332, 300	374, 000	414, 900
35	254, 800	299, 700	333, 400	375, 500	415, 500
36	255, 600	300, 500	334, 400	377, 000	416, 200
37	256, 300	301, 400	335, 400	378, 400	416, 800
38	257, 000	302, 300	336, 400	379, 800	417, 400
39	257, 700	303, 300	337, 500	381, 100	417, 900
40	258, 400	304, 100	338, 500	382, 500	418, 300
41	259, 200	305, 000	339, 500	383, 500	418, 700
42	259, 800	305, 900	340, 400	384, 600	418, 900
43	260, 400	306, 800	341, 300	385, 500	419, 200

44	261, 000	307, 700	342, 200	386, 600	419, 500
45	261, 400	308, 600	342, 900	387, 300	419, 800
46	261, 900	309, 500	343, 600	387, 900	420, 100
47	262, 400	310, 400	344, 200	388, 500	420, 400
48	262, 800	311, 200	344, 800	389, 200	420, 700
49	263, 200	312, 000	345, 400	390, 000	420, 900
50	263, 800	312, 900	346, 000	390, 700	421, 200
51	264, 300	313, 700	346, 500	391, 500	421, 400
52	264, 800	314, 500	347, 100	392, 200	421, 700
53	265, 200	315, 400	347, 700	393, 000	421, 900
54	265, 700	316, 300	348, 200	393, 700	422, 200
55	266, 100	317, 300	348, 700	394, 400	422, 500
56	266, 500	318, 200	349, 200	395, 000	422, 800
57	267, 000	319, 000	349, 600	395, 300	423, 000
58	267, 400	319, 900	349, 800	395, 900	423, 300
59	267, 800	320, 800	350, 200	396, 500	423, 600
60	268, 100	321, 700	350, 700	397, 200	423, 800
61	268, 500	322, 600	351, 000	397, 600	424, 000
62	268, 900	323, 400	351, 400	398, 300	424, 300
63	269, 200	324, 300	351, 800	398, 900	424, 600
64	269, 500	325, 100	352, 200	399, 500	424, 800
65	269, 900	325, 800	352, 600	399, 900	425, 000
66	270, 300	326, 700	353, 100	400, 400	
67	270, 600	327, 500	353, 500	401, 000	
68	270, 900	328, 300	354, 000	401, 500	
69	271, 300	328, 900	354, 200	401, 900	
70	271, 600	329, 400	354, 700	402, 400	
71	271, 900	329, 900	355, 100	402, 900	
72	272, 300	330, 400	355, 500	403, 400	
73	272, 700	330, 800	355, 800	403, 900	
74	273, 000	331, 300	356, 200	404, 300	
75	273, 400	331, 800	356, 700	404, 600	
76	273, 700	332, 300	357, 100	404, 900	
77	274, 000	332, 600	357, 300	405, 100	
78	274, 400	332, 900	357, 600	405, 300	

79	274, 800	333, 300	358, 000	405, 600
80	275, 100	333, 600	358, 400	405, 900
81	275, 300	333, 900	358, 700	406, 100
82	275, 600	334, 200	359, 000	406, 400
83	276, 000	334, 400	359, 400	406, 700
84	276, 300	334, 700	359, 800	406, 900
85	276, 500	335, 100	360, 100	407, 100
86	276, 800	335, 500	360, 500	
87	277, 200	335, 800	360, 900	
88	277, 500	336, 000	361, 100	
89	277, 800	336, 500	361, 400	
90	278, 100	336, 900		
91	278, 400	337, 100		
92	278, 700	337, 400		
93	279, 000	337, 800		
94	279, 400	338, 200		
95	279, 800	338, 500		
96	280, 100	338, 800		
97	280, 300	339, 000		
98	280, 700	339, 300		
99	281, 000	339, 600		
100	281, 300	339, 900		
101	281, 600	340, 300		
102	281, 900	340, 500		
103	282, 200	340, 800		
104	282, 500	341, 200		
105	282, 700	341, 600		
106	282, 900	341, 900		
107	283, 200	342, 200		
108	283, 500	342, 500		
109	283, 800	342, 800		
110	284, 100	343, 200		
111	284, 400	343, 500		
112	284, 600	343, 700		
113	284, 900	343, 900		

114	285, 100	344, 200		
115	285, 400	344, 400		
116	285, 800	344, 700		
117	286, 100	344, 900		
118	286, 400			
119	286, 700			
120	287, 000			
121	287, 200			
122	287, 400			
123	287, 800			
124	288, 100			
125	288, 300			
126	288, 600			
127	288, 900			
128	289, 300			
129	289, 500			
130	289, 900			
131	290, 300			
132	290, 600			
133	290, 800			
134	291, 100			
135	291, 500			
136	291, 800			
137	292, 000			
138	292, 300			
139	292, 600			
140	292, 900			
141	293, 100			
142	293, 300			
143	293, 500			
144	293, 700			
145	294, 100			
146	294, 300			
147	294, 600			
148	294, 900			

149	295,200				
150	295,400				
151	295,700				
152	295,900				
153	296,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円
	214,100	254,800	269,600	304,400	331,900

備考 この表は、社会福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者への指導、保育、介護等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

(笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、「492,000円」を「508,000円」に、「555,000円」を「574,000円」に、「634,000円」を「655,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の95」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを、「100分の87.5」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とを加える。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の笛吹市職員給与条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の笛吹市職員給与条例又は第2条の規定による改正前の笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員

条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院及び山梨県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等に鑑み、民間の給与との較差を是正するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】笛吹市職員給与条例(平成16年笛吹市条例第54号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である 職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である 職員 1万400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である 職員 1万3,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である 職員 1万6,600円</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である 職員 7,100円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である 職員 1万円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である 職員 1万2,900円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である 職員 1万5,800円</p>

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である
職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である
職員 2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である
職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である
職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である
職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である
職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) (略)

3~9 (略)

(宿日直手当)

第15条の2 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,050円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である
職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である
職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である
職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である
職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である
職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である
職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) (略)

3~9 (略)

(宿日直手当)

第15条の2 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

<p>2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万3,500円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p>	<p>2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万2,000円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p>
<p>3 (略) (期末手当)</p>	<p>3 (略) (期末手当)</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の1 25(行政職給料表及び公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級 が6級以上であるもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。 以下この条及び第17条の4において「特定幹部職員」という。)にあって は、100分の105)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員 にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の 期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ 100分の1 25(行政職給料表及び公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級 が6級以上であるもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。 以下この条及び第17条の4において「特定幹部職員」という。)にあって は、100分の105) _____ _____ を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の 期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」と あるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72. 5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」と あるのは「100分の60」と _____ _____ する。</p>
<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p>	<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第17条の4 (略)</p>	<p>第17条の4 (略)</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第2(第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第2(第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

	級										級							
		号給	給料月 額			号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額								
定年			円	円	円	円	円	円	円	定年			円	円	円	円	円	
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700		前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600		任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500		短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300		間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100		務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900		員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700		外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500		職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	

43	<u>250, 500</u>	<u>284, 600</u>	<u>324, 400</u>	<u>372, 400</u>	<u>391, 200</u>	<u>419, 200</u>	<u>462, 400</u>		43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>
44	<u>251, 100</u>	<u>285, 300</u>	<u>325, 500</u>	<u>373, 400</u>	<u>391, 900</u>	<u>419, 500</u>	<u>462, 700</u>		44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>
45	<u>251, 800</u>	<u>286, 000</u>	<u>326, 400</u>	<u>374, 300</u>	<u>392, 600</u>	<u>419, 800</u>	<u>463, 000</u>		45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>
46	<u>252, 400</u>	<u>286, 600</u>	<u>327, 700</u>	<u>375, 400</u>	<u>393, 300</u>	<u>420, 100</u>			46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>	
47	<u>253, 000</u>	<u>287, 300</u>	<u>329, 000</u>	<u>376, 300</u>	<u>394, 000</u>	<u>420, 400</u>			47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>	
48	<u>253, 600</u>	<u>287, 900</u>	<u>330, 300</u>	<u>377, 300</u>	<u>394, 700</u>	<u>420, 700</u>			48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>	
49	<u>254, 100</u>	<u>288, 600</u>	<u>331, 400</u>	<u>378, 200</u>	<u>395, 200</u>	<u>420, 900</u>			49	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>	<u>321, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>409, 500</u>	
50	<u>254, 700</u>	<u>289, 200</u>	<u>332, 700</u>	<u>378, 900</u>	<u>395, 800</u>	<u>421, 200</u>			50	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>	<u>322, 700</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>409, 800</u>	
51	<u>255, 300</u>	<u>289, 900</u>	<u>333, 900</u>	<u>379, 600</u>	<u>396, 400</u>	<u>421, 400</u>			51	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>	<u>323, 900</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>410, 100</u>	
52	<u>255, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>335, 100</u>	<u>380, 200</u>	<u>397, 100</u>	<u>421, 700</u>			52	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>	<u>325, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>410, 400</u>	
53	<u>256, 200</u>	<u>291, 100</u>	<u>336, 400</u>	<u>380, 600</u>	<u>397, 500</u>	<u>421, 900</u>			53	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>	<u>326, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>410, 600</u>	
54	<u>256, 600</u>	<u>291, 700</u>	<u>337, 400</u>	<u>381, 200</u>	<u>398, 100</u>	<u>422, 200</u>			54	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>	<u>327, 500</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>410, 900</u>	
55	<u>256, 900</u>	<u>292, 300</u>	<u>338, 500</u>	<u>381, 800</u>	<u>398, 700</u>	<u>422, 500</u>			55	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>	<u>328, 600</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>411, 200</u>	
56	<u>257, 200</u>	<u>293, 000</u>	<u>339, 600</u>	<u>382, 500</u>	<u>399, 200</u>	<u>422, 800</u>			56	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>411, 500</u>	
57	<u>257, 500</u>	<u>293, 600</u>	<u>340, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>399, 600</u>	<u>423, 000</u>			57	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>411, 700</u>	
58	<u>257, 800</u>	<u>294, 200</u>	<u>341, 200</u>	<u>383, 500</u>	<u>400, 200</u>	<u>423, 300</u>			58	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>	<u>331, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>412, 000</u>	
59	<u>258, 100</u>	<u>294, 800</u>	<u>341, 900</u>	<u>384, 200</u>	<u>400, 800</u>	<u>423, 600</u>			59	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>	<u>332, 000</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>412, 300</u>	
60	<u>258, 400</u>	<u>295, 500</u>	<u>342, 700</u>	<u>384, 800</u>	<u>401, 300</u>	<u>423, 800</u>			60	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>	<u>332, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>412, 500</u>	
61	<u>258, 700</u>	<u>296, 100</u>	<u>343, 500</u>	<u>385, 100</u>	<u>401, 700</u>	<u>424, 000</u>			61	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>	<u>333, 600</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>412, 700</u>	
62	<u>259, 000</u>	<u>296, 700</u>	<u>343, 900</u>	<u>385, 600</u>	<u>402, 200</u>	<u>424, 300</u>			62	<u>248, 800</u>	<u>287, 400</u>	<u>334, 000</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>413, 000</u>	
63	<u>259, 300</u>	<u>297, 200</u>	<u>344, 400</u>	<u>386, 200</u>	<u>402, 700</u>	<u>424, 600</u>			63	<u>249, 100</u>	<u>288, 000</u>	<u>334, 600</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>413, 300</u>	
64	<u>259, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>345, 100</u>	<u>386, 800</u>	<u>403, 300</u>	<u>424, 800</u>			64	<u>249, 400</u>	<u>288, 500</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>413, 500</u>	
65	<u>259, 900</u>	<u>298, 200</u>	<u>345, 900</u>	<u>387, 100</u>	<u>403, 600</u>	<u>425, 000</u>			65	<u>249, 700</u>	<u>289, 000</u>	<u>336, 100</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>413, 700</u>	

66	<u>260, 200</u>	<u>298, 800</u>	<u>346, 600</u>	<u>387, 700</u>	<u>404, 000</u>	<u>425, 300</u>
67	<u>260, 500</u>	<u>299, 300</u>	<u>347, 300</u>	<u>388, 400</u>	<u>404, 300</u>	<u>425, 600</u>
68	<u>260, 800</u>	<u>299, 900</u>	<u>347, 900</u>	<u>389, 000</u>	<u>404, 700</u>	<u>425, 800</u>
69	<u>261, 100</u>	<u>300, 300</u>	<u>348, 400</u>	<u>389, 400</u>	<u>405, 000</u>	<u>426, 000</u>
70	<u>261, 400</u>	<u>300, 800</u>	<u>349, 000</u>	<u>389, 900</u>	<u>405, 300</u>	<u>426, 300</u>
71	<u>261, 700</u>	<u>301, 300</u>	<u>349, 500</u>	<u>390, 500</u>	<u>405, 600</u>	<u>426, 600</u>
72	<u>262, 000</u>	<u>301, 900</u>	<u>350, 100</u>	<u>391, 000</u>	<u>405, 800</u>	<u>426, 800</u>
73	<u>262, 300</u>	<u>302, 400</u>	<u>350, 400</u>	<u>391, 500</u>	<u>406, 000</u>	<u>427, 000</u>
74	<u>262, 600</u>	<u>302, 800</u>	<u>350, 900</u>	<u>392, 100</u>	<u>406, 300</u>	
75	<u>262, 900</u>	<u>303, 100</u>	<u>351, 200</u>	<u>392, 500</u>	<u>406, 600</u>	
76	<u>263, 200</u>	<u>303, 400</u>	<u>351, 600</u>	<u>392, 800</u>	<u>406, 800</u>	
77	<u>263, 500</u>	<u>303, 600</u>	<u>352, 000</u>	<u>393, 200</u>	<u>407, 000</u>	
78	<u>263, 800</u>	<u>303, 900</u>	<u>352, 500</u>	<u>393, 700</u>	<u>407, 300</u>	
79	<u>264, 100</u>	<u>304, 100</u>	<u>353, 000</u>	<u>394, 100</u>	<u>407, 600</u>	
80	<u>264, 400</u>	<u>304, 400</u>	<u>353, 500</u>	<u>394, 500</u>	<u>407, 800</u>	
81	<u>264, 700</u>	<u>304, 600</u>	<u>353, 800</u>	<u>394, 900</u>	<u>408, 000</u>	
82	<u>265, 000</u>	<u>304, 800</u>	<u>354, 200</u>	<u>395, 400</u>	<u>408, 300</u>	
83	<u>265, 300</u>	<u>305, 100</u>	<u>354, 600</u>	<u>395, 800</u>	<u>408, 600</u>	
84	<u>265, 600</u>	<u>305, 300</u>	<u>355, 000</u>	<u>396, 200</u>	<u>408, 800</u>	
85	<u>265, 900</u>	<u>305, 600</u>	<u>355, 300</u>	<u>396, 500</u>	<u>409, 000</u>	
86	<u>266, 200</u>	<u>305, 800</u>	<u>355, 700</u>			
87	<u>266, 500</u>	<u>306, 100</u>	<u>356, 100</u>			
88	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>356, 500</u>			

66	<u>250, 000</u>	<u>289, 600</u>	<u>336, 800</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>414, 000</u>
67	<u>250, 300</u>	<u>290, 100</u>	<u>337, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>414, 300</u>
68	<u>250, 600</u>	<u>290, 700</u>	<u>338, 100</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>414, 500</u>
69	<u>250, 900</u>	<u>291, 200</u>	<u>338, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>414, 700</u>
70	<u>251, 200</u>	<u>291, 700</u>	<u>339, 200</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>415, 000</u>
71	<u>251, 500</u>	<u>292, 300</u>	<u>339, 700</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>415, 300</u>
72	<u>251, 800</u>	<u>292, 900</u>	<u>340, 300</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>415, 500</u>
73	<u>252, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 600</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>415, 700</u>
74	<u>252, 400</u>	<u>293, 900</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	
75	<u>252, 700</u>	<u>294, 300</u>	<u>341, 500</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	
76	<u>253, 000</u>	<u>294, 600</u>	<u>341, 900</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	
77	<u>253, 300</u>	<u>294, 800</u>	<u>342, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	
78	<u>253, 600</u>	<u>295, 100</u>	<u>342, 800</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>	
79	<u>253, 900</u>	<u>295, 300</u>	<u>343, 300</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>	
80	<u>254, 200</u>	<u>295, 600</u>	<u>343, 800</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>	
81	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>	<u>344, 100</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>	
82	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>	<u>344, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>	
83	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>	<u>344, 900</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>	
84	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>	<u>345, 300</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>	
85	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>345, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>	
86	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>	<u>346, 000</u>			
87	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>	<u>346, 400</u>			
88	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>346, 800</u>			

89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>					89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>				
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>					90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>				
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>					91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>				
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>					92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>				
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>					93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>				
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>					94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>				
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>					95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>				
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>					96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>				
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>					97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>				
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>					98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>				
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>					99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>				
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>					100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>				
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>					101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>				
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>					102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>				
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>					103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>				
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>					104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>				
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>					105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>				
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>					106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>				
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>					107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>				
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>					108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>					109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
110		<u>312,600</u>						110		<u>304,200</u>					
111		<u>313,000</u>						111		<u>304,600</u>					

112		<u>313,300</u>						
113		<u>313,500</u>						
114		<u>313,700</u>						
115		<u>314,000</u>						
116		<u>314,400</u>						
117		<u>314,600</u>						
118		<u>314,800</u>						
119		<u>315,100</u>						
120		<u>315,400</u>						
121		<u>315,700</u>						
122		<u>315,900</u>						
123		<u>316,200</u>						
124		<u>316,500</u>						
125		<u>316,800</u>						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
		円	円	円	円	円	円	
		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>

備考 (略)

別表第2の2(第4条関係)

112		<u>304,900</u>						
113		<u>305,100</u>						
114		<u>305,300</u>						
115		<u>305,600</u>						
116		<u>306,000</u>						
117		<u>306,200</u>						
118		<u>306,400</u>						
119		<u>306,700</u>						
120		<u>307,000</u>						
121		<u>307,400</u>						
122		<u>307,600</u>						
123		<u>307,900</u>						
124		<u>308,200</u>						
125		<u>308,500</u>						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>

備考 (略)

別表第2の2(第4条関係)

公安職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	216,700	277,700	311,700	344,100	365,700	396,700	433,100
任用	2	219,100	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700
短時	3	221,600	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200
間勤	4	224,000	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700
務職	5	226,400	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200
員以	6	228,800	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800
外の	7	231,100	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200
職員	8	233,400	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600
	9	235,700	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700
	10	238,100	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100
	11	240,500	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600
	12	242,800	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100
	13	245,100	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400
	14	247,400	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100
	15	249,700	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700

公安職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	203,400	264,000	299,300	331,900	353,300	384,100	420,300
任用	2	205,800	265,800	300,300	333,400	355,000	385,800	421,900
短時	3	208,200	267,600	301,200	334,900	356,700	387,500	423,500
間勤	4	210,600	269,200	302,100	336,400	358,300	389,200	425,000
務職	5	213,000	270,900	303,000	337,900	359,900	390,700	426,500
員以	6	215,400	272,400	303,900	339,300	361,600	392,300	428,100
外の	7	217,700	273,900	304,800	340,600	363,200	393,900	429,500
職員	8	220,000	275,200	305,700	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	222,300	276,500	306,600	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	224,600	277,900	307,600	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	226,900	279,300	308,600	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	229,200	280,500	309,600	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	231,500	281,700	310,500	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	233,800	282,600	311,700	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	236,100	283,400	313,100	352,700	376,000	407,400	441,000

16	<u>252,000</u>	<u>296,300</u>	<u>326,500</u>	<u>366,100</u>	<u>389,800</u>	<u>421,800</u>	<u>455,300</u>		16	<u>238,400</u>	<u>284,200</u>	<u>314,400</u>	<u>354,200</u>	<u>377,600</u>	<u>409,400</u>	<u>442,600</u>
17	<u>254,300</u>	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>367,600</u>	<u>391,400</u>	<u>423,300</u>	<u>456,700</u>		17	<u>240,700</u>	<u>285,000</u>	<u>315,700</u>	<u>355,700</u>	<u>379,200</u>	<u>410,900</u>	<u>444,000</u>
18	<u>256,600</u>	<u>297,900</u>	<u>329,000</u>	<u>369,200</u>	<u>393,000</u>	<u>425,000</u>	<u>458,400</u>		18	<u>243,000</u>	<u>285,800</u>	<u>317,000</u>	<u>357,300</u>	<u>380,800</u>	<u>412,600</u>	<u>445,700</u>
19	<u>258,900</u>	<u>298,600</u>	<u>330,200</u>	<u>370,700</u>	<u>394,600</u>	<u>426,600</u>	<u>460,100</u>		19	<u>245,300</u>	<u>286,600</u>	<u>318,200</u>	<u>358,900</u>	<u>382,400</u>	<u>414,200</u>	<u>447,400</u>
20	<u>261,200</u>	<u>299,300</u>	<u>331,300</u>	<u>372,200</u>	<u>396,200</u>	<u>428,300</u>	<u>461,700</u>		20	<u>247,600</u>	<u>287,300</u>	<u>319,400</u>	<u>360,400</u>	<u>384,000</u>	<u>415,900</u>	<u>449,000</u>
21	<u>263,600</u>	<u>299,900</u>	<u>332,400</u>	<u>373,700</u>	<u>397,700</u>	<u>429,900</u>	<u>463,100</u>		21	<u>249,900</u>	<u>288,000</u>	<u>320,600</u>	<u>361,900</u>	<u>385,600</u>	<u>417,500</u>	<u>450,400</u>
22	<u>265,400</u>	<u>300,500</u>	<u>333,600</u>	<u>375,300</u>	<u>399,300</u>	<u>431,400</u>	<u>463,800</u>		22	<u>251,700</u>	<u>288,600</u>	<u>321,800</u>	<u>363,500</u>	<u>387,200</u>	<u>419,000</u>	<u>451,100</u>
23	<u>266,700</u>	<u>301,100</u>	<u>334,700</u>	<u>376,900</u>	<u>401,000</u>	<u>432,900</u>	<u>464,500</u>		23	<u>253,100</u>	<u>289,200</u>	<u>323,000</u>	<u>365,100</u>	<u>388,900</u>	<u>420,500</u>	<u>451,800</u>
24	<u>268,000</u>	<u>301,600</u>	<u>335,800</u>	<u>378,500</u>	<u>402,700</u>	<u>434,300</u>	<u>465,200</u>		24	<u>254,400</u>	<u>289,800</u>	<u>324,100</u>	<u>366,700</u>	<u>390,600</u>	<u>421,900</u>	<u>452,500</u>
25	<u>269,300</u>	<u>302,200</u>	<u>336,900</u>	<u>379,900</u>	<u>404,400</u>	<u>435,500</u>	<u>465,600</u>		25	<u>255,700</u>	<u>290,400</u>	<u>325,200</u>	<u>368,100</u>	<u>392,300</u>	<u>423,100</u>	<u>452,900</u>
26	<u>270,400</u>	<u>302,900</u>	<u>338,000</u>	<u>381,600</u>	<u>406,400</u>	<u>437,000</u>	<u>466,100</u>		26	<u>256,800</u>	<u>291,100</u>	<u>326,300</u>	<u>369,800</u>	<u>394,300</u>	<u>424,600</u>	<u>453,400</u>
27	<u>271,500</u>	<u>303,500</u>	<u>339,100</u>	<u>383,300</u>	<u>408,200</u>	<u>438,500</u>	<u>466,700</u>		27	<u>257,900</u>	<u>291,800</u>	<u>327,400</u>	<u>371,500</u>	<u>396,200</u>	<u>426,100</u>	<u>454,000</u>
28	<u>272,400</u>	<u>304,200</u>	<u>340,200</u>	<u>384,900</u>	<u>410,100</u>	<u>439,900</u>	<u>467,300</u>		28	<u>258,900</u>	<u>292,500</u>	<u>328,600</u>	<u>373,100</u>	<u>398,100</u>	<u>427,500</u>	<u>454,600</u>
29	<u>273,400</u>	<u>304,800</u>	<u>341,400</u>	<u>386,500</u>	<u>411,800</u>	<u>441,400</u>	<u>467,900</u>		29	<u>259,900</u>	<u>293,100</u>	<u>329,800</u>	<u>374,700</u>	<u>399,800</u>	<u>429,000</u>	<u>455,200</u>
30	<u>274,300</u>	<u>305,500</u>	<u>342,400</u>	<u>388,100</u>	<u>413,200</u>	<u>442,700</u>	<u>468,600</u>		30	<u>261,000</u>	<u>293,800</u>	<u>330,800</u>	<u>376,300</u>	<u>401,200</u>	<u>430,300</u>	<u>455,900</u>
31	<u>275,200</u>	<u>306,200</u>	<u>343,500</u>	<u>389,700</u>	<u>414,400</u>	<u>443,900</u>	<u>469,100</u>		31	<u>262,100</u>	<u>294,500</u>	<u>331,900</u>	<u>377,900</u>	<u>402,400</u>	<u>431,500</u>	<u>456,400</u>
32	<u>276,100</u>	<u>306,700</u>	<u>344,600</u>	<u>391,300</u>	<u>415,700</u>	<u>445,100</u>	<u>469,600</u>		32	<u>263,100</u>	<u>295,200</u>	<u>333,100</u>	<u>379,600</u>	<u>403,700</u>	<u>432,700</u>	<u>456,900</u>
33	<u>276,900</u>	<u>307,300</u>	<u>345,800</u>	<u>393,000</u>	<u>416,700</u>	<u>446,100</u>	<u>470,100</u>		33	<u>264,100</u>	<u>295,800</u>	<u>334,400</u>	<u>381,300</u>	<u>404,700</u>	<u>433,700</u>	<u>457,400</u>
34	<u>277,600</u>	<u>307,900</u>	<u>346,900</u>	<u>395,000</u>	<u>417,800</u>	<u>446,800</u>	<u>470,400</u>		34	<u>264,900</u>	<u>296,400</u>	<u>335,500</u>	<u>383,300</u>	<u>405,800</u>	<u>434,400</u>	<u>457,700</u>
35	<u>278,300</u>	<u>308,500</u>	<u>348,000</u>	<u>397,000</u>	<u>418,800</u>	<u>447,500</u>	<u>470,700</u>		35	<u>265,700</u>	<u>297,000</u>	<u>336,600</u>	<u>385,300</u>	<u>406,800</u>	<u>435,200</u>	<u>458,000</u>
36	<u>278,900</u>	<u>309,000</u>	<u>349,100</u>	<u>399,000</u>	<u>419,800</u>	<u>448,200</u>	<u>471,100</u>		36	<u>266,500</u>	<u>297,600</u>	<u>337,700</u>	<u>387,300</u>	<u>407,800</u>	<u>435,900</u>	<u>458,400</u>
37	<u>279,500</u>	<u>309,800</u>	<u>350,100</u>	<u>400,700</u>	<u>420,900</u>	<u>448,700</u>	<u>471,400</u>		37	<u>267,200</u>	<u>298,400</u>	<u>338,800</u>	<u>389,000</u>	<u>408,900</u>	<u>436,400</u>	<u>458,800</u>
38	<u>280,000</u>	<u>310,400</u>	<u>351,300</u>	<u>402,400</u>	<u>422,000</u>	<u>449,100</u>	<u>471,600</u>		38	<u>267,900</u>	<u>299,000</u>	<u>340,000</u>	<u>390,700</u>	<u>410,100</u>	<u>436,800</u>	<u>459,000</u>

39	<u>280,500</u>	<u>310,900</u>	<u>352,400</u>	<u>403,900</u>	<u>423,100</u>	<u>449,500</u>	<u>471,900</u>		39	<u>268,600</u>	<u>299,600</u>	<u>341,200</u>	<u>392,200</u>	<u>411,200</u>	<u>437,200</u>	<u>459,300</u>
40	<u>281,000</u>	<u>311,500</u>	<u>353,500</u>	<u>405,400</u>	<u>424,200</u>	<u>449,800</u>	<u>472,100</u>		40	<u>269,300</u>	<u>300,300</u>	<u>342,300</u>	<u>393,700</u>	<u>412,300</u>	<u>437,500</u>	<u>459,500</u>
41	<u>281,600</u>	<u>312,200</u>	<u>354,600</u>	<u>406,600</u>	<u>425,400</u>	<u>450,100</u>	<u>472,400</u>		41	<u>270,000</u>	<u>301,000</u>	<u>343,400</u>	<u>394,900</u>	<u>413,500</u>	<u>437,800</u>	<u>459,900</u>
42	<u>282,100</u>	<u>312,800</u>	<u>355,800</u>	<u>407,600</u>	<u>426,200</u>	<u>450,400</u>	<u>472,600</u>		42	<u>270,500</u>	<u>301,700</u>	<u>344,700</u>	<u>395,900</u>	<u>414,300</u>	<u>438,100</u>	<u>460,100</u>
43	<u>282,600</u>	<u>313,400</u>	<u>357,000</u>	<u>408,600</u>	<u>427,000</u>	<u>450,700</u>	<u>472,800</u>		43	<u>271,000</u>	<u>302,400</u>	<u>345,900</u>	<u>396,900</u>	<u>415,100</u>	<u>438,400</u>	<u>460,300</u>
44	<u>283,100</u>	<u>314,000</u>	<u>358,200</u>	<u>409,600</u>	<u>427,600</u>	<u>451,000</u>	<u>473,000</u>		44	<u>271,500</u>	<u>303,000</u>	<u>347,100</u>	<u>397,900</u>	<u>415,700</u>	<u>438,700</u>	<u>460,500</u>
45	<u>283,500</u>	<u>314,600</u>	<u>359,100</u>	<u>410,600</u>	<u>428,100</u>	<u>451,200</u>	<u>473,400</u>		45	<u>272,000</u>	<u>303,600</u>	<u>348,000</u>	<u>399,000</u>	<u>416,200</u>	<u>438,900</u>	<u>460,900</u>
46	<u>284,000</u>	<u>315,100</u>	<u>360,300</u>	<u>411,700</u>	<u>428,800</u>	<u>451,500</u>			46	<u>272,500</u>	<u>304,200</u>	<u>349,200</u>	<u>400,100</u>	<u>416,900</u>	<u>439,200</u>	
47	<u>284,500</u>	<u>315,700</u>	<u>361,500</u>	<u>412,800</u>	<u>429,500</u>	<u>451,800</u>			47	<u>273,000</u>	<u>304,800</u>	<u>350,400</u>	<u>401,200</u>	<u>417,600</u>	<u>439,500</u>	
48	<u>285,000</u>	<u>316,300</u>	<u>362,700</u>	<u>413,900</u>	<u>430,100</u>	<u>452,000</u>			48	<u>273,500</u>	<u>305,500</u>	<u>351,600</u>	<u>402,300</u>	<u>418,200</u>	<u>439,800</u>	
49	<u>285,500</u>	<u>317,000</u>	<u>363,700</u>	<u>415,200</u>	<u>430,800</u>	<u>452,300</u>			49	<u>274,000</u>	<u>306,200</u>	<u>352,700</u>	<u>403,600</u>	<u>418,900</u>	<u>440,100</u>	
50	<u>286,000</u>	<u>317,600</u>	<u>364,900</u>	<u>416,000</u>	<u>431,200</u>	<u>452,600</u>			50	<u>274,500</u>	<u>306,900</u>	<u>353,900</u>	<u>404,400</u>	<u>419,300</u>	<u>440,400</u>	
51	<u>286,500</u>	<u>318,300</u>	<u>366,100</u>	<u>416,800</u>	<u>431,800</u>	<u>452,900</u>			51	<u>275,000</u>	<u>307,600</u>	<u>355,100</u>	<u>405,200</u>	<u>419,900</u>	<u>440,700</u>	
52	<u>286,900</u>	<u>319,000</u>	<u>367,300</u>	<u>417,400</u>	<u>432,400</u>	<u>453,200</u>			52	<u>275,400</u>	<u>308,300</u>	<u>356,300</u>	<u>405,800</u>	<u>420,500</u>	<u>441,000</u>	
53	<u>287,300</u>	<u>319,500</u>	<u>368,400</u>	<u>417,900</u>	<u>432,800</u>	<u>453,400</u>			53	<u>275,800</u>	<u>308,900</u>	<u>357,400</u>	<u>406,300</u>	<u>420,900</u>	<u>441,200</u>	
54	<u>287,800</u>	<u>320,100</u>	<u>369,600</u>	<u>418,600</u>	<u>433,200</u>	<u>453,700</u>			54	<u>276,300</u>	<u>309,600</u>	<u>358,700</u>	<u>407,000</u>	<u>421,300</u>	<u>441,500</u>	
55	<u>288,300</u>	<u>320,800</u>	<u>370,800</u>	<u>419,200</u>	<u>433,700</u>	<u>453,900</u>			55	<u>276,800</u>	<u>310,300</u>	<u>359,900</u>	<u>407,700</u>	<u>421,800</u>	<u>441,800</u>	
56	<u>288,700</u>	<u>321,500</u>	<u>371,900</u>	<u>419,900</u>	<u>434,200</u>	<u>454,200</u>			56	<u>277,200</u>	<u>311,000</u>	<u>361,000</u>	<u>408,400</u>	<u>422,300</u>	<u>442,100</u>	
57	<u>289,100</u>	<u>322,000</u>	<u>373,100</u>	<u>420,200</u>	<u>434,700</u>	<u>454,400</u>			57	<u>277,600</u>	<u>311,600</u>	<u>362,200</u>	<u>408,700</u>	<u>422,800</u>	<u>442,300</u>	
58	<u>289,500</u>	<u>322,600</u>	<u>374,100</u>	<u>420,900</u>	<u>435,200</u>	<u>454,700</u>			58	<u>278,000</u>	<u>312,300</u>	<u>363,200</u>	<u>409,400</u>	<u>423,400</u>	<u>442,600</u>	
59	<u>289,900</u>	<u>323,200</u>	<u>375,000</u>	<u>421,600</u>	<u>435,600</u>	<u>455,000</u>			59	<u>278,400</u>	<u>312,900</u>	<u>364,100</u>	<u>410,100</u>	<u>423,800</u>	<u>442,900</u>	
60	<u>290,300</u>	<u>323,800</u>	<u>376,000</u>	<u>422,100</u>	<u>436,000</u>	<u>455,200</u>			60	<u>278,800</u>	<u>313,500</u>	<u>365,100</u>	<u>410,600</u>	<u>424,200</u>	<u>443,100</u>	
61	<u>290,900</u>	<u>324,400</u>	<u>376,400</u>	<u>422,500</u>	<u>436,400</u>	<u>455,400</u>			61	<u>279,400</u>	<u>314,100</u>	<u>365,500</u>	<u>411,000</u>	<u>424,600</u>	<u>443,300</u>	

62	<u>291, 400</u>	<u>324, 900</u>	<u>377, 100</u>	<u>422, 900</u>	<u>436, 700</u>	<u>455, 700</u>
63	<u>291, 800</u>	<u>325, 500</u>	<u>377, 700</u>	<u>423, 400</u>	<u>437, 000</u>	<u>456, 000</u>
64	<u>292, 200</u>	<u>326, 100</u>	<u>378, 400</u>	<u>423, 900</u>	<u>437, 300</u>	<u>456, 300</u>
65	<u>292, 700</u>	<u>326, 600</u>	<u>379, 100</u>	<u>424, 400</u>	<u>437, 500</u>	<u>456, 500</u>
66	<u>293, 200</u>	<u>327, 200</u>	<u>379, 800</u>	<u>424, 800</u>	<u>437, 800</u>	<u>456, 800</u>
67	<u>293, 600</u>	<u>327, 800</u>	<u>380, 500</u>	<u>425, 300</u>	<u>438, 100</u>	<u>457, 100</u>
68	<u>294, 000</u>	<u>328, 300</u>	<u>381, 000</u>	<u>425, 800</u>	<u>438, 300</u>	<u>457, 400</u>
69	<u>294, 400</u>	<u>328, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>426, 300</u>	<u>438, 500</u>	<u>457, 600</u>
70	<u>294, 900</u>	<u>329, 200</u>	<u>382, 300</u>	<u>426, 800</u>	<u>438, 800</u>	<u>457, 900</u>
71	<u>295, 300</u>	<u>329, 600</u>	<u>382, 900</u>	<u>427, 400</u>	<u>439, 100</u>	<u>458, 200</u>
72	<u>295, 700</u>	<u>330, 100</u>	<u>383, 500</u>	<u>427, 900</u>	<u>439, 300</u>	<u>458, 500</u>
73	<u>296, 100</u>	<u>330, 600</u>	<u>384, 000</u>	<u>428, 300</u>	<u>439, 500</u>	<u>458, 700</u>
74	<u>296, 600</u>	<u>331, 000</u>	<u>384, 600</u>	<u>428, 900</u>	<u>439, 800</u>	
75	<u>297, 000</u>	<u>331, 300</u>	<u>385, 000</u>	<u>429, 300</u>	<u>440, 100</u>	
76	<u>297, 400</u>	<u>331, 600</u>	<u>385, 500</u>	<u>429, 500</u>	<u>440, 300</u>	
77	<u>297, 800</u>	<u>331, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>429, 800</u>	<u>440, 500</u>	
78	<u>298, 300</u>	<u>332, 100</u>	<u>386, 300</u>	<u>430, 300</u>	<u>440, 800</u>	
79	<u>298, 700</u>	<u>332, 400</u>	<u>386, 800</u>	<u>430, 600</u>	<u>441, 100</u>	
80	<u>299, 100</u>	<u>332, 600</u>	<u>387, 300</u>	<u>430, 900</u>	<u>441, 300</u>	
81	<u>299, 500</u>	<u>332, 800</u>	<u>387, 800</u>	<u>431, 200</u>	<u>441, 500</u>	
82	<u>299, 900</u>	<u>333, 000</u>	<u>388, 200</u>	<u>431, 600</u>	<u>441, 800</u>	
83	<u>300, 400</u>	<u>333, 300</u>	<u>388, 500</u>	<u>432, 000</u>	<u>442, 100</u>	
84	<u>300, 800</u>	<u>333, 600</u>	<u>388, 900</u>	<u>432, 400</u>	<u>442, 300</u>	

62	<u>279, 900</u>	<u>314, 700</u>	<u>366, 200</u>	<u>411, 400</u>	<u>424, 900</u>	<u>443, 600</u>
63	<u>280, 300</u>	<u>315, 300</u>	<u>366, 900</u>	<u>411, 900</u>	<u>425, 200</u>	<u>443, 900</u>
64	<u>280, 700</u>	<u>315, 900</u>	<u>367, 700</u>	<u>412, 400</u>	<u>425, 500</u>	<u>444, 200</u>
65	<u>281, 200</u>	<u>316, 400</u>	<u>368, 400</u>	<u>412, 900</u>	<u>425, 800</u>	<u>444, 400</u>
66	<u>281, 700</u>	<u>317, 000</u>	<u>369, 100</u>	<u>413, 300</u>	<u>426, 100</u>	<u>444, 700</u>
67	<u>282, 100</u>	<u>317, 600</u>	<u>369, 800</u>	<u>413, 800</u>	<u>426, 400</u>	<u>445, 000</u>
68	<u>282, 500</u>	<u>318, 200</u>	<u>370, 300</u>	<u>414, 300</u>	<u>426, 600</u>	<u>445, 300</u>
69	<u>282, 900</u>	<u>318, 700</u>	<u>371, 000</u>	<u>414, 800</u>	<u>426, 800</u>	<u>445, 500</u>
70	<u>283, 400</u>	<u>319, 300</u>	<u>371, 600</u>	<u>415, 300</u>	<u>427, 100</u>	<u>445, 800</u>
71	<u>283, 800</u>	<u>319, 800</u>	<u>372, 200</u>	<u>415, 900</u>	<u>427, 400</u>	<u>446, 100</u>
72	<u>284, 200</u>	<u>320, 300</u>	<u>372, 800</u>	<u>416, 400</u>	<u>427, 600</u>	<u>446, 400</u>
73	<u>284, 600</u>	<u>320, 800</u>	<u>373, 300</u>	<u>416, 800</u>	<u>427, 800</u>	<u>446, 600</u>
74	<u>285, 100</u>	<u>321, 300</u>	<u>373, 900</u>	<u>417, 400</u>	<u>428, 100</u>	
75	<u>285, 500</u>	<u>321, 700</u>	<u>374, 400</u>	<u>417, 900</u>	<u>428, 400</u>	
76	<u>285, 900</u>	<u>322, 000</u>	<u>374, 900</u>	<u>418, 100</u>	<u>428, 600</u>	
77	<u>286, 300</u>	<u>322, 200</u>	<u>375, 200</u>	<u>418, 400</u>	<u>428, 800</u>	
78	<u>286, 800</u>	<u>322, 500</u>	<u>375, 700</u>	<u>418, 900</u>	<u>429, 100</u>	
79	<u>287, 200</u>	<u>322, 800</u>	<u>376, 200</u>	<u>419, 200</u>	<u>429, 400</u>	
80	<u>287, 600</u>	<u>323, 000</u>	<u>376, 700</u>	<u>419, 500</u>	<u>429, 600</u>	
81	<u>288, 000</u>	<u>323, 200</u>	<u>377, 200</u>	<u>419, 800</u>	<u>429, 800</u>	
82	<u>288, 400</u>	<u>323, 400</u>	<u>377, 600</u>	<u>420, 200</u>	<u>430, 100</u>	
83	<u>288, 900</u>	<u>323, 700</u>	<u>377, 900</u>	<u>420, 600</u>	<u>430, 400</u>	
84	<u>289, 300</u>	<u>324, 000</u>	<u>378, 300</u>	<u>421, 000</u>	<u>430, 600</u>	

85	<u>301,200</u>	<u>333,800</u>	<u>389,100</u>	<u>432,700</u>	<u>442,500</u>			
86	<u>301,600</u>	<u>334,000</u>	<u>389,400</u>					
87	<u>301,800</u>	<u>334,200</u>	<u>389,900</u>					
88	<u>302,100</u>	<u>334,600</u>	<u>390,200</u>					
89	<u>302,400</u>	<u>334,800</u>	<u>390,400</u>					
90		<u>335,000</u>	<u>390,800</u>					
91		<u>335,200</u>	<u>391,100</u>					
92		<u>335,500</u>	<u>391,400</u>					
93		<u>335,800</u>	<u>391,600</u>					
94		<u>336,000</u>	<u>392,000</u>					
95		<u>336,200</u>	<u>392,400</u>					
96		<u>336,500</u>	<u>392,700</u>					
97		<u>336,800</u>	<u>393,000</u>					
98		<u>337,000</u>						
99		<u>337,200</u>						
100		<u>337,500</u>						
101		<u>337,800</u>						
定年 前再 任用 短時 間勤 務	基準給 料月額	基準給 料月額						
	円	円	円	円	円	円	円	円
	<u>225,300</u>	<u>253,800</u>	<u>298,000</u>	<u>321,900</u>	<u>336,500</u>	<u>360,700</u>	<u>397,000</u>	

85	<u>289,700</u>	<u>324,200</u>	<u>378,500</u>	<u>421,300</u>	<u>430,800</u>			
86	<u>290,100</u>	<u>324,400</u>	<u>378,800</u>					
87	<u>290,300</u>	<u>324,600</u>	<u>379,300</u>					
88	<u>290,600</u>	<u>325,000</u>	<u>379,600</u>					
89	<u>290,900</u>	<u>325,200</u>	<u>379,800</u>					
90		<u>325,400</u>	<u>380,200</u>					
91		<u>325,600</u>	<u>380,500</u>					
92		<u>325,900</u>	<u>380,800</u>					
93		<u>326,200</u>	<u>381,000</u>					
94		<u>326,400</u>	<u>381,400</u>					
95		<u>326,700</u>	<u>381,900</u>					
96		<u>327,000</u>	<u>382,200</u>					
97		<u>327,300</u>	<u>382,500</u>					
98		<u>327,500</u>						
99		<u>327,800</u>						
100		<u>328,100</u>						
101		<u>328,400</u>						
定年 前再 任用 短時 間勤 務	基準給 料月額	基準給 料月額						
	円	円	円	円	円	円	円	円
	<u>217,000</u>	<u>244,600</u>	<u>287,500</u>	<u>310,600</u>	<u>324,900</u>	<u>348,600</u>	<u>384,200</u>	

員								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第2の3(第4条関係)

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1			円	円	円	円	円
		221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
		223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
		225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
		227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
		228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
		230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
		232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
		234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
		235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
		237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
		239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
		241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
		243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
		245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700

員								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第2の3(第4条関係)

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円	円
		207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
		209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
		211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
		213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
		214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
		216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
		218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
		220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
		221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
		223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
		225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
		227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
		229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
		231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300

15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500		15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300		16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000		17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700		18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700		19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400		20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100		21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800		22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600		23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400		24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000		25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700		26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500		27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300		28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800		29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300		30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800		31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100		32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300		33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400		34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600		35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800		36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100		37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300

38	<u>273, 100</u>	<u>290, 400</u>	<u>314, 300</u>	<u>335, 600</u>	<u>374, 300</u>	<u>435, 200</u>		38	<u>260, 600</u>	<u>278, 900</u>	<u>303, 700</u>	<u>325, 100</u>	<u>363, 500</u>	<u>423, 400</u>
39	<u>273, 800</u>	<u>290, 900</u>	<u>315, 100</u>	<u>336, 700</u>	<u>375, 700</u>	<u>436, 400</u>		39	<u>261, 500</u>	<u>279, 400</u>	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>364, 900</u>	<u>424, 600</u>
40	<u>274, 500</u>	<u>291, 300</u>	<u>315, 900</u>	<u>337, 800</u>	<u>377, 000</u>	<u>437, 600</u>		40	<u>262, 300</u>	<u>279, 900</u>	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>425, 700</u>
41	<u>275, 200</u>	<u>291, 700</u>	<u>316, 500</u>	<u>338, 600</u>	<u>378, 300</u>	<u>438, 800</u>		41	<u>263, 100</u>	<u>280, 300</u>	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>367, 500</u>	<u>426, 900</u>
42	<u>275, 800</u>	<u>292, 200</u>	<u>317, 400</u>	<u>339, 700</u>	<u>379, 700</u>	<u>439, 800</u>		42	<u>264, 000</u>	<u>280, 800</u>	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>368, 900</u>	<u>427, 900</u>
43	<u>276, 500</u>	<u>292, 600</u>	<u>318, 400</u>	<u>340, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>440, 900</u>		43	<u>264, 800</u>	<u>281, 300</u>	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>429, 000</u>
44	<u>277, 100</u>	<u>293, 100</u>	<u>319, 300</u>	<u>341, 800</u>	<u>382, 300</u>	<u>442, 000</u>		44	<u>265, 600</u>	<u>281, 800</u>	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>430, 100</u>
45	<u>277, 900</u>	<u>293, 600</u>	<u>320, 100</u>	<u>342, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>443, 000</u>		45	<u>266, 400</u>	<u>282, 300</u>	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>431, 100</u>
46	<u>278, 600</u>	<u>294, 000</u>	<u>321, 100</u>	<u>343, 600</u>	<u>385, 000</u>	<u>443, 500</u>		46	<u>267, 100</u>	<u>282, 800</u>	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>374, 200</u>	<u>431, 600</u>
47	<u>279, 300</u>	<u>294, 500</u>	<u>322, 100</u>	<u>344, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>444, 000</u>		47	<u>267, 800</u>	<u>283, 300</u>	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>432, 200</u>
48	<u>279, 900</u>	<u>294, 900</u>	<u>323, 000</u>	<u>345, 600</u>	<u>387, 300</u>	<u>444, 400</u>		48	<u>268, 400</u>	<u>283, 800</u>	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 500</u>	<u>432, 600</u>
49	<u>280, 400</u>	<u>295, 400</u>	<u>323, 900</u>	<u>346, 800</u>	<u>388, 400</u>	<u>445, 000</u>		49	<u>269, 000</u>	<u>284, 300</u>	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>377, 600</u>	<u>433, 200</u>
50	<u>280, 900</u>	<u>295, 800</u>	<u>324, 800</u>	<u>348, 100</u>	<u>389, 300</u>	<u>445, 500</u>		50	<u>269, 500</u>	<u>284, 800</u>	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>378, 500</u>	<u>433, 700</u>
51	<u>281, 300</u>	<u>296, 300</u>	<u>325, 800</u>	<u>349, 300</u>	<u>390, 300</u>	<u>445, 900</u>		51	<u>270, 000</u>	<u>285, 300</u>	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>379, 500</u>	<u>434, 100</u>
52	<u>281, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>326, 800</u>	<u>350, 500</u>	<u>391, 200</u>	<u>446, 400</u>		52	<u>270, 400</u>	<u>285, 800</u>	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>380, 400</u>	<u>434, 600</u>
53	<u>282, 000</u>	<u>297, 200</u>	<u>327, 600</u>	<u>351, 400</u>	<u>391, 800</u>	<u>446, 900</u>		53	<u>270, 800</u>	<u>286, 300</u>	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 000</u>	<u>435, 100</u>
54	<u>282, 500</u>	<u>297, 600</u>	<u>328, 500</u>	<u>352, 600</u>	<u>392, 600</u>	<u>447, 300</u>		54	<u>271, 300</u>	<u>286, 800</u>	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>381, 800</u>	<u>435, 500</u>
55	<u>282, 900</u>	<u>298, 100</u>	<u>329, 500</u>	<u>353, 700</u>	<u>393, 400</u>	<u>447, 600</u>		55	<u>271, 800</u>	<u>287, 300</u>	<u>319, 400</u>	<u>343, 400</u>	<u>382, 600</u>	<u>435, 800</u>
56	<u>283, 300</u>	<u>298, 500</u>	<u>330, 400</u>	<u>355, 000</u>	<u>394, 200</u>	<u>447, 900</u>		56	<u>272, 200</u>	<u>287, 800</u>	<u>320, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>383, 400</u>	<u>436, 100</u>
57	<u>283, 700</u>	<u>299, 000</u>	<u>331, 300</u>	<u>356, 000</u>	<u>394, 900</u>	<u>448, 300</u>		57	<u>272, 600</u>	<u>288, 300</u>	<u>321, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>384, 100</u>	<u>436, 500</u>
58	<u>284, 100</u>	<u>299, 700</u>	<u>332, 200</u>	<u>356, 900</u>	<u>395, 600</u>			58	<u>273, 000</u>	<u>289, 100</u>	<u>322, 200</u>	<u>346, 600</u>	<u>384, 800</u>	
59	<u>284, 400</u>	<u>300, 400</u>	<u>333, 200</u>	<u>358, 000</u>	<u>396, 300</u>			59	<u>273, 400</u>	<u>289, 900</u>	<u>323, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>385, 500</u>	
60	<u>284, 700</u>	<u>301, 100</u>	<u>334, 100</u>	<u>359, 200</u>	<u>396, 900</u>			60	<u>273, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>324, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>386, 100</u>	

61	<u>285, 100</u>	<u>301, 800</u>	<u>335, 000</u>	<u>360, 300</u>	<u>397, 500</u>
62	<u>285, 500</u>	<u>302, 700</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 500</u>	<u>398, 100</u>
63	<u>285, 900</u>	<u>303, 600</u>	<u>337, 300</u>	<u>362, 700</u>	<u>398, 800</u>
64	<u>286, 200</u>	<u>304, 300</u>	<u>338, 500</u>	<u>363, 700</u>	<u>399, 400</u>
65	<u>286, 500</u>	<u>305, 000</u>	<u>339, 200</u>	<u>364, 700</u>	<u>400, 100</u>
66	<u>286, 900</u>	<u>305, 900</u>	<u>340, 300</u>	<u>365, 700</u>	<u>400, 600</u>
67	<u>287, 300</u>	<u>306, 700</u>	<u>341, 400</u>	<u>366, 800</u>	<u>401, 200</u>
68	<u>287, 600</u>	<u>307, 500</u>	<u>342, 300</u>	<u>367, 900</u>	<u>401, 700</u>
69	<u>288, 000</u>	<u>308, 200</u>	<u>343, 400</u>	<u>368, 700</u>	<u>402, 100</u>
70	<u>288, 500</u>	<u>309, 100</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 800</u>	<u>402, 700</u>
71	<u>288, 900</u>	<u>310, 000</u>	<u>345, 200</u>	<u>370, 900</u>	<u>403, 100</u>
72	<u>289, 200</u>	<u>310, 800</u>	<u>346, 300</u>	<u>371, 900</u>	<u>403, 400</u>
73	<u>289, 600</u>	<u>311, 700</u>	<u>347, 400</u>	<u>372, 600</u>	<u>403, 700</u>
74	<u>290, 100</u>	<u>312, 500</u>	<u>348, 600</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 200</u>
75	<u>290, 600</u>	<u>313, 400</u>	<u>349, 700</u>	<u>374, 200</u>	<u>404, 600</u>
76	<u>291, 100</u>	<u>314, 300</u>	<u>350, 800</u>	<u>374, 900</u>	<u>404, 900</u>
77	<u>291, 600</u>	<u>315, 100</u>	<u>351, 900</u>	<u>375, 500</u>	<u>405, 200</u>
78	<u>292, 100</u>	<u>316, 000</u>	<u>353, 000</u>	<u>376, 000</u>	<u>405, 700</u>
79	<u>292, 700</u>	<u>317, 000</u>	<u>354, 000</u>	<u>376, 500</u>	<u>406, 200</u>
80	<u>293, 100</u>	<u>317, 900</u>	<u>355, 100</u>	<u>377, 000</u>	<u>406, 600</u>
81	<u>293, 600</u>	<u>318, 400</u>	<u>356, 000</u>	<u>377, 600</u>	<u>406, 900</u>
82	<u>294, 000</u>	<u>319, 200</u>	<u>357, 000</u>	<u>378, 100</u>	<u>407, 300</u>
83	<u>294, 500</u>	<u>320, 100</u>	<u>357, 900</u>	<u>378, 600</u>	<u>407, 800</u>

61	<u>274, 200</u>	<u>291, 300</u>	<u>325, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>386, 700</u>
62	<u>274, 600</u>	<u>292, 200</u>	<u>326, 200</u>	<u>351, 200</u>	<u>387, 300</u>
63	<u>275, 000</u>	<u>293, 100</u>	<u>327, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>388, 000</u>
64	<u>275, 400</u>	<u>293, 900</u>	<u>328, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>388, 600</u>
65	<u>275, 800</u>	<u>294, 700</u>	<u>329, 300</u>	<u>354, 400</u>	<u>389, 300</u>
66	<u>276, 200</u>	<u>295, 600</u>	<u>330, 400</u>	<u>355, 400</u>	<u>389, 800</u>
67	<u>276, 600</u>	<u>296, 400</u>	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>390, 400</u>
68	<u>277, 000</u>	<u>297, 200</u>	<u>332, 400</u>	<u>357, 600</u>	<u>390, 900</u>
69	<u>277, 400</u>	<u>298, 000</u>	<u>333, 500</u>	<u>358, 400</u>	<u>391, 300</u>
70	<u>277, 900</u>	<u>298, 900</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 500</u>	<u>391, 900</u>
71	<u>278, 400</u>	<u>299, 800</u>	<u>335, 300</u>	<u>360, 600</u>	<u>392, 400</u>
72	<u>278, 800</u>	<u>300, 700</u>	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>392, 700</u>
73	<u>279, 200</u>	<u>301, 600</u>	<u>337, 500</u>	<u>362, 300</u>	<u>393, 000</u>
74	<u>279, 800</u>	<u>302, 500</u>	<u>338, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>393, 500</u>
75	<u>280, 400</u>	<u>303, 400</u>	<u>339, 800</u>	<u>363, 900</u>	<u>393, 900</u>
76	<u>280, 900</u>	<u>304, 300</u>	<u>340, 900</u>	<u>364, 600</u>	<u>394, 200</u>
77	<u>281, 400</u>	<u>305, 100</u>	<u>342, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>394, 500</u>
78	<u>282, 000</u>	<u>306, 100</u>	<u>343, 100</u>	<u>365, 700</u>	<u>395, 000</u>
79	<u>282, 600</u>	<u>307, 100</u>	<u>344, 100</u>	<u>366, 200</u>	<u>395, 500</u>
80	<u>283, 100</u>	<u>308, 000</u>	<u>345, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>395, 900</u>
81	<u>283, 600</u>	<u>308, 500</u>	<u>346, 100</u>	<u>367, 300</u>	<u>396, 200</u>
82	<u>284, 100</u>	<u>309, 400</u>	<u>347, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>396, 600</u>
83	<u>284, 600</u>	<u>310, 300</u>	<u>348, 000</u>	<u>368, 300</u>	<u>397, 100</u>

84	<u>295,000</u>	<u>320,900</u>	<u>358,900</u>	<u>379,100</u>	<u>408,200</u>
85	<u>295,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,800</u>	<u>379,500</u>	<u>408,600</u>
86	<u>295,800</u>	<u>322,600</u>	<u>360,600</u>	<u>379,900</u>	
87	<u>296,300</u>	<u>323,600</u>	<u>361,400</u>	<u>380,500</u>	
88	<u>296,800</u>	<u>324,600</u>	<u>362,200</u>	<u>381,000</u>	
89	<u>297,200</u>	<u>325,500</u>	<u>362,800</u>	<u>381,300</u>	
90	<u>297,700</u>	<u>326,500</u>	<u>363,400</u>	<u>381,800</u>	
91	<u>298,200</u>	<u>327,500</u>	<u>364,000</u>	<u>382,100</u>	
92	<u>298,700</u>	<u>328,500</u>	<u>364,600</u>	<u>382,400</u>	
93	<u>299,200</u>	<u>329,300</u>	<u>365,000</u>	<u>383,000</u>	
94	<u>299,600</u>	<u>330,000</u>	<u>365,400</u>	<u>383,500</u>	
95	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>	<u>365,900</u>	<u>384,000</u>	
96	<u>300,700</u>	<u>331,300</u>	<u>366,300</u>	<u>384,500</u>	
97	<u>301,300</u>	<u>331,800</u>	<u>366,800</u>	<u>385,100</u>	
98	<u>301,800</u>	<u>332,100</u>	<u>367,200</u>	<u>385,600</u>	
99	<u>302,300</u>	<u>332,600</u>	<u>367,700</u>	<u>386,100</u>	
100	<u>302,800</u>	<u>333,200</u>	<u>368,100</u>	<u>386,500</u>	
101	<u>303,200</u>	<u>333,600</u>	<u>368,400</u>	<u>387,100</u>	
102	<u>303,700</u>	<u>334,100</u>	<u>368,900</u>	<u>387,600</u>	
103	<u>304,100</u>	<u>334,700</u>	<u>369,200</u>	<u>388,100</u>	
104	<u>304,500</u>	<u>335,200</u>	<u>369,500</u>	<u>388,600</u>	
105	<u>304,900</u>	<u>335,600</u>	<u>369,900</u>	<u>389,200</u>	
106	<u>305,300</u>	<u>336,100</u>	<u>370,400</u>	<u>389,600</u>	

84	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>
85	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>
86	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	
87	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	
88	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	
89	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	
90	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>	
91	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>	
92	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>	
93	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>	
94	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>	
95	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>	
96	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>	
97	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	
98	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>	
99	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>	
100	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>	
101	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>	
102	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>	
103	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>	
104	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>	
105	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>	
106	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>	

107	<u>305, 700</u>	<u>336, 600</u>	<u>370, 900</u>	<u>390, 100</u>
108	<u>306, 000</u>	<u>337, 100</u>	<u>371, 400</u>	<u>390, 600</u>
109	<u>306, 200</u>	<u>337, 500</u>	<u>371, 900</u>	<u>391, 200</u>
110	<u>306, 500</u>	<u>337, 800</u>	<u>372, 400</u>	
111	<u>306, 700</u>	<u>338, 100</u>	<u>372, 900</u>	
112	<u>307, 000</u>	<u>338, 400</u>	<u>373, 300</u>	
113	<u>307, 300</u>	<u>338, 700</u>	<u>373, 700</u>	
114	<u>307, 500</u>	<u>339, 100</u>	<u>374, 100</u>	
115	<u>307, 800</u>	<u>339, 400</u>	<u>374, 600</u>	
116	<u>308, 000</u>	<u>339, 700</u>	<u>375, 100</u>	
117	<u>308, 300</u>	<u>339, 900</u>	<u>375, 500</u>	
118	<u>308, 500</u>	<u>340, 200</u>	<u>376, 000</u>	
119	<u>308, 800</u>	<u>340, 500</u>	<u>376, 500</u>	
120	<u>309, 100</u>	<u>340, 700</u>	<u>377, 000</u>	
121	<u>309, 400</u>	<u>340, 900</u>	<u>377, 300</u>	
122	<u>309, 700</u>	<u>341, 200</u>		
123	<u>310, 000</u>	<u>341, 500</u>		
124	<u>310, 300</u>	<u>341, 800</u>		
125	<u>310, 500</u>	<u>342, 000</u>		
126	<u>310, 700</u>	<u>342, 300</u>		
127	<u>311, 000</u>	<u>342, 600</u>		
128	<u>311, 400</u>	<u>342, 800</u>		
129	<u>311, 600</u>	<u>343, 000</u>		

107	<u>296, 800</u>	<u>327, 200</u>	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>
108	<u>297, 100</u>	<u>327, 700</u>	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>
109	<u>297, 300</u>	<u>328, 100</u>	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>
110	<u>297, 600</u>	<u>328, 500</u>	<u>362, 600</u>	
111	<u>297, 800</u>	<u>328, 800</u>	<u>363, 100</u>	
112	<u>298, 100</u>	<u>329, 100</u>	<u>363, 500</u>	
113	<u>298, 400</u>	<u>329, 400</u>	<u>363, 900</u>	
114	<u>298, 600</u>	<u>329, 800</u>	<u>364, 300</u>	
115	<u>298, 900</u>	<u>330, 100</u>	<u>364, 800</u>	
116	<u>299, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>365, 300</u>	
117	<u>299, 400</u>	<u>330, 600</u>	<u>365, 700</u>	
118	<u>299, 700</u>	<u>330, 900</u>	<u>366, 200</u>	
119	<u>300, 000</u>	<u>331, 200</u>	<u>366, 700</u>	
120	<u>300, 300</u>	<u>331, 400</u>	<u>367, 200</u>	
121	<u>300, 600</u>	<u>331, 600</u>	<u>367, 500</u>	
122	<u>301, 000</u>	<u>331, 900</u>		
123	<u>301, 300</u>	<u>332, 200</u>		
124	<u>301, 600</u>	<u>332, 500</u>		
125	<u>301, 800</u>	<u>332, 700</u>		
126	<u>302, 000</u>	<u>333, 000</u>		
127	<u>302, 300</u>	<u>333, 400</u>		
128	<u>302, 700</u>	<u>333, 600</u>		
129	<u>302, 900</u>	<u>333, 800</u>		

130	<u>311, 900</u>	<u>343, 200</u>
131	<u>312, 200</u>	<u>343, 500</u>
132	<u>312, 600</u>	<u>343, 700</u>
133	<u>312, 800</u>	<u>344, 000</u>
134	<u>313, 100</u>	<u>344, 400</u>
135	<u>313, 400</u>	<u>344, 800</u>
136	<u>313, 700</u>	<u>345, 200</u>
137	<u>313, 900</u>	<u>345, 500</u>
138	<u>314, 200</u>	<u>345, 900</u>
139	<u>314, 500</u>	<u>346, 300</u>
140	<u>314, 800</u>	<u>346, 700</u>
141	<u>315, 000</u>	<u>347, 000</u>
142	<u>315, 300</u>	<u>347, 400</u>
143	<u>315, 700</u>	<u>347, 700</u>
144	<u>316, 000</u>	<u>348, 100</u>
145	<u>316, 200</u>	<u>348, 400</u>
146	<u>316, 400</u>	<u>348, 800</u>
147	<u>316, 700</u>	<u>349, 200</u>
148	<u>317, 000</u>	<u>349, 600</u>
149	<u>317, 200</u>	<u>349, 900</u>
150	<u>317, 400</u>	<u>350, 300</u>
151	<u>317, 700</u>	<u>350, 700</u>
152	<u>318, 000</u>	<u>351, 100</u>

130	<u>303, 200</u>	<u>334, 000</u>
131	<u>303, 600</u>	<u>334, 400</u>
132	<u>304, 000</u>	<u>334, 600</u>
133	<u>304, 200</u>	<u>334, 900</u>
134	<u>304, 500</u>	<u>335, 300</u>
135	<u>304, 800</u>	<u>335, 700</u>
136	<u>305, 100</u>	<u>336, 100</u>
137	<u>305, 300</u>	<u>336, 400</u>
138	<u>305, 600</u>	<u>336, 800</u>
139	<u>305, 900</u>	<u>337, 200</u>
140	<u>306, 200</u>	<u>337, 600</u>
141	<u>306, 400</u>	<u>337, 900</u>
142	<u>306, 800</u>	<u>338, 300</u>
143	<u>307, 200</u>	<u>338, 600</u>
144	<u>307, 500</u>	<u>339, 000</u>
145	<u>307, 700</u>	<u>339, 300</u>
146	<u>307, 900</u>	<u>339, 700</u>
147	<u>308, 200</u>	<u>340, 100</u>
148	<u>308, 600</u>	<u>340, 500</u>
149	<u>308, 800</u>	<u>340, 800</u>
150	<u>309, 000</u>	<u>341, 200</u>
151	<u>309, 300</u>	<u>341, 600</u>
152	<u>309, 600</u>	<u>342, 000</u>

153	<u>318,400</u>	<u>351,400</u>				
154	<u>318,600</u>					
155	<u>318,800</u>					
156	<u>319,100</u>					
157	<u>319,400</u>					
158	<u>319,700</u>					
159	<u>320,000</u>					
160	<u>320,300</u>					
161	<u>320,700</u>					
162	<u>321,000</u>					
163	<u>321,300</u>					
164	<u>321,600</u>					
165	<u>322,000</u>					
166	<u>322,300</u>					
167	<u>322,600</u>					
168	<u>322,900</u>					
169	<u>323,300</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円
	<u>248,800</u>	<u>269,700</u>	<u>277,300</u>	<u>288,100</u>	<u>305,100</u>	<u>343,600</u>

153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					
定年前 再任用	基 準 紿 料月額					
短時間 勤務職 員	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900

備考 (略)

備考 (略)

別表第2の4(第4条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>212,700</u>	<u>267,600</u>	<u>299,600</u>	<u>325,700</u>	<u>366,800</u>
短時間	2	<u>214,400</u>	<u>269,000</u>	<u>300,500</u>	<u>327,400</u>	<u>368,500</u>
勤務職	3	<u>216,000</u>	<u>270,300</u>	<u>301,300</u>	<u>328,900</u>	<u>370,100</u>
員以外	4	<u>217,700</u>	<u>271,600</u>	<u>302,200</u>	<u>330,300</u>	<u>371,700</u>
の職員	5	<u>219,200</u>	<u>273,000</u>	<u>303,100</u>	<u>331,500</u>	<u>373,300</u>
	6	<u>220,800</u>	<u>274,000</u>	<u>304,000</u>	<u>332,900</u>	<u>375,100</u>
	7	<u>222,400</u>	<u>275,000</u>	<u>304,900</u>	<u>334,200</u>	<u>376,600</u>
	8	<u>224,000</u>	<u>276,000</u>	<u>305,700</u>	<u>335,600</u>	<u>378,200</u>
	9	<u>225,600</u>	<u>276,900</u>	<u>306,500</u>	<u>337,000</u>	<u>379,500</u>
	10	<u>227,400</u>	<u>277,800</u>	<u>307,500</u>	<u>338,500</u>	<u>381,100</u>
	11	<u>229,200</u>	<u>278,800</u>	<u>308,700</u>	<u>339,900</u>	<u>382,700</u>
	12	<u>230,200</u>	<u>279,700</u>	<u>309,700</u>	<u>341,300</u>	<u>384,200</u>
	13	<u>231,200</u>	<u>280,800</u>	<u>310,900</u>	<u>342,700</u>	<u>386,100</u>
	14	<u>232,300</u>	<u>281,700</u>	<u>312,000</u>	<u>344,200</u>	<u>388,000</u>
	15	<u>233,500</u>	<u>282,600</u>	<u>313,100</u>	<u>345,800</u>	<u>389,900</u>
	16	<u>234,600</u>	<u>283,400</u>	<u>314,100</u>	<u>347,300</u>	<u>391,700</u>
	17	<u>235,600</u>	<u>283,900</u>	<u>315,100</u>	<u>348,800</u>	<u>393,200</u>

別表第2の4(第4条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>199,600</u>	<u>254,300</u>	<u>287,800</u>	<u>313,800</u>	<u>355,200</u>
短時間	2	<u>201,300</u>	<u>255,900</u>	<u>288,800</u>	<u>315,500</u>	<u>356,900</u>
勤務職	3	<u>203,000</u>	<u>257,500</u>	<u>289,700</u>	<u>317,000</u>	<u>358,500</u>
員以外	4	<u>204,700</u>	<u>258,800</u>	<u>290,600</u>	<u>318,500</u>	<u>360,100</u>
の職員	5	<u>206,300</u>	<u>260,300</u>	<u>291,500</u>	<u>319,700</u>	<u>361,700</u>
	6	<u>207,900</u>	<u>261,500</u>	<u>292,400</u>	<u>321,100</u>	<u>363,500</u>
	7	<u>209,500</u>	<u>262,600</u>	<u>293,300</u>	<u>322,500</u>	<u>365,000</u>
	8	<u>211,100</u>	<u>263,700</u>	<u>294,200</u>	<u>323,900</u>	<u>366,600</u>
	9	<u>212,700</u>	<u>264,800</u>	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>368,000</u>
	10	<u>214,500</u>	<u>265,900</u>	<u>296,000</u>	<u>326,800</u>	<u>369,600</u>
	11	<u>216,300</u>	<u>267,000</u>	<u>297,200</u>	<u>328,200</u>	<u>371,200</u>
	12	<u>217,400</u>	<u>268,100</u>	<u>298,300</u>	<u>329,600</u>	<u>372,700</u>
	13	<u>218,500</u>	<u>269,200</u>	<u>299,500</u>	<u>331,000</u>	<u>374,600</u>
	14	<u>219,700</u>	<u>270,100</u>	<u>300,600</u>	<u>332,600</u>	<u>376,500</u>
	15	<u>220,900</u>	<u>271,000</u>	<u>301,700</u>	<u>334,200</u>	<u>378,400</u>
	16	<u>222,000</u>	<u>271,800</u>	<u>302,800</u>	<u>335,700</u>	<u>380,200</u>
	17	<u>223,100</u>	<u>272,400</u>	<u>303,900</u>	<u>337,200</u>	<u>381,700</u>

18	<u>236, 600</u>	<u>284, 600</u>	<u>316, 200</u>	<u>350, 400</u>	<u>395, 000</u>	18	<u>224, 100</u>	<u>273, 100</u>	<u>305, 000</u>	<u>338, 800</u>	<u>383, 500</u>
19	<u>237, 500</u>	<u>285, 400</u>	<u>317, 200</u>	<u>351, 900</u>	<u>396, 700</u>	19	<u>225, 100</u>	<u>273, 900</u>	<u>306, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>385, 200</u>
20	<u>238, 500</u>	<u>286, 100</u>	<u>318, 200</u>	<u>353, 400</u>	<u>398, 300</u>	20	<u>226, 100</u>	<u>274, 600</u>	<u>307, 100</u>	<u>341, 900</u>	<u>386, 800</u>
21	<u>239, 500</u>	<u>287, 000</u>	<u>319, 200</u>	<u>354, 900</u>	<u>400, 000</u>	21	<u>227, 100</u>	<u>275, 600</u>	<u>308, 100</u>	<u>343, 400</u>	<u>388, 500</u>
22	<u>240, 900</u>	<u>287, 900</u>	<u>320, 200</u>	<u>356, 400</u>	<u>401, 400</u>	22	<u>228, 500</u>	<u>276, 500</u>	<u>309, 100</u>	<u>344, 900</u>	<u>389, 900</u>
23	<u>242, 200</u>	<u>288, 800</u>	<u>321, 200</u>	<u>357, 900</u>	<u>402, 800</u>	23	<u>229, 800</u>	<u>277, 400</u>	<u>310, 100</u>	<u>346, 400</u>	<u>391, 300</u>
24	<u>243, 500</u>	<u>289, 700</u>	<u>322, 100</u>	<u>359, 400</u>	<u>404, 200</u>	24	<u>231, 100</u>	<u>278, 300</u>	<u>311, 100</u>	<u>347, 900</u>	<u>392, 700</u>
25	<u>244, 800</u>	<u>290, 700</u>	<u>323, 100</u>	<u>360, 900</u>	<u>405, 600</u>	25	<u>232, 400</u>	<u>279, 300</u>	<u>312, 100</u>	<u>349, 400</u>	<u>394, 100</u>
26	<u>246, 100</u>	<u>291, 600</u>	<u>324, 000</u>	<u>362, 500</u>	<u>406, 800</u>	26	<u>233, 700</u>	<u>280, 200</u>	<u>313, 100</u>	<u>351, 000</u>	<u>395, 300</u>
27	<u>247, 400</u>	<u>292, 400</u>	<u>325, 000</u>	<u>364, 000</u>	<u>408, 000</u>	27	<u>235, 000</u>	<u>281, 100</u>	<u>314, 100</u>	<u>352, 600</u>	<u>396, 500</u>
28	<u>248, 600</u>	<u>293, 300</u>	<u>326, 000</u>	<u>365, 500</u>	<u>409, 000</u>	28	<u>236, 200</u>	<u>282, 000</u>	<u>315, 100</u>	<u>354, 100</u>	<u>397, 500</u>
29	<u>249, 700</u>	<u>294, 200</u>	<u>327, 000</u>	<u>366, 700</u>	<u>410, 100</u>	29	<u>237, 400</u>	<u>282, 900</u>	<u>316, 100</u>	<u>355, 300</u>	<u>398, 600</u>
30	<u>250, 600</u>	<u>295, 000</u>	<u>328, 000</u>	<u>368, 200</u>	<u>411, 300</u>	30	<u>238, 400</u>	<u>283, 700</u>	<u>317, 200</u>	<u>356, 800</u>	<u>399, 800</u>
31	<u>251, 400</u>	<u>295, 900</u>	<u>329, 100</u>	<u>369, 700</u>	<u>412, 400</u>	31	<u>239, 400</u>	<u>284, 600</u>	<u>318, 300</u>	<u>358, 300</u>	<u>400, 900</u>
32	<u>252, 200</u>	<u>296, 700</u>	<u>330, 200</u>	<u>371, 200</u>	<u>413, 500</u>	32	<u>240, 400</u>	<u>285, 500</u>	<u>319, 400</u>	<u>359, 800</u>	<u>402, 000</u>
33	<u>253, 200</u>	<u>297, 700</u>	<u>331, 200</u>	<u>372, 500</u>	<u>414, 200</u>	33	<u>241, 400</u>	<u>286, 500</u>	<u>320, 500</u>	<u>361, 200</u>	<u>402, 700</u>
34	<u>254, 000</u>	<u>298, 700</u>	<u>332, 300</u>	<u>374, 000</u>	<u>414, 900</u>	34	<u>242, 400</u>	<u>287, 500</u>	<u>321, 600</u>	<u>362, 700</u>	<u>403, 400</u>
35	<u>254, 800</u>	<u>299, 700</u>	<u>333, 400</u>	<u>375, 500</u>	<u>415, 500</u>	35	<u>243, 300</u>	<u>288, 500</u>	<u>322, 700</u>	<u>364, 200</u>	<u>404, 100</u>
36	<u>255, 600</u>	<u>300, 500</u>	<u>334, 400</u>	<u>377, 000</u>	<u>416, 200</u>	36	<u>244, 200</u>	<u>289, 400</u>	<u>323, 800</u>	<u>365, 700</u>	<u>404, 800</u>
37	<u>256, 300</u>	<u>301, 400</u>	<u>335, 400</u>	<u>378, 400</u>	<u>416, 800</u>	37	<u>245, 100</u>	<u>290, 300</u>	<u>324, 800</u>	<u>367, 100</u>	<u>405, 400</u>
38	<u>257, 000</u>	<u>302, 300</u>	<u>336, 400</u>	<u>379, 800</u>	<u>417, 400</u>	38	<u>246, 000</u>	<u>291, 300</u>	<u>325, 900</u>	<u>368, 500</u>	<u>406, 000</u>
39	<u>257, 700</u>	<u>303, 300</u>	<u>337, 500</u>	<u>381, 100</u>	<u>417, 900</u>	39	<u>246, 900</u>	<u>292, 300</u>	<u>327, 000</u>	<u>369, 900</u>	<u>406, 500</u>
40	<u>258, 400</u>	<u>304, 100</u>	<u>338, 500</u>	<u>382, 500</u>	<u>418, 300</u>	40	<u>247, 700</u>	<u>293, 200</u>	<u>328, 000</u>	<u>371, 300</u>	<u>406, 900</u>

41	<u>259, 200</u>	<u>305, 000</u>	<u>339, 500</u>	<u>383, 500</u>	<u>418, 700</u>		41	<u>248, 500</u>	<u>294, 100</u>	<u>329, 000</u>	<u>372, 300</u>	<u>407, 300</u>
42	<u>259, 800</u>	<u>305, 900</u>	<u>340, 400</u>	<u>384, 600</u>	<u>418, 900</u>		42	<u>249, 100</u>	<u>295, 100</u>	<u>329, 900</u>	<u>373, 400</u>	<u>407, 500</u>
43	<u>260, 400</u>	<u>306, 800</u>	<u>341, 300</u>	<u>385, 500</u>	<u>419, 200</u>		43	<u>249, 700</u>	<u>296, 100</u>	<u>330, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>407, 800</u>
44	<u>261, 000</u>	<u>307, 700</u>	<u>342, 200</u>	<u>386, 600</u>	<u>419, 500</u>		44	<u>250, 300</u>	<u>297, 000</u>	<u>331, 700</u>	<u>375, 400</u>	<u>408, 100</u>
45	<u>261, 400</u>	<u>308, 600</u>	<u>342, 900</u>	<u>387, 300</u>	<u>419, 800</u>		45	<u>250, 800</u>	<u>297, 900</u>	<u>332, 600</u>	<u>376, 100</u>	<u>408, 400</u>
46	<u>261, 900</u>	<u>309, 500</u>	<u>343, 600</u>	<u>387, 900</u>	<u>420, 100</u>		46	<u>251, 300</u>	<u>298, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>376, 700</u>	<u>408, 700</u>
47	<u>262, 400</u>	<u>310, 400</u>	<u>344, 200</u>	<u>388, 500</u>	<u>420, 400</u>		47	<u>251, 800</u>	<u>299, 700</u>	<u>333, 900</u>	<u>377, 400</u>	<u>409, 000</u>
48	<u>262, 800</u>	<u>311, 200</u>	<u>344, 800</u>	<u>389, 200</u>	<u>420, 700</u>		48	<u>252, 300</u>	<u>300, 600</u>	<u>334, 500</u>	<u>378, 200</u>	<u>409, 300</u>
49	<u>263, 200</u>	<u>312, 000</u>	<u>345, 400</u>	<u>390, 000</u>	<u>420, 900</u>		49	<u>252, 800</u>	<u>301, 400</u>	<u>335, 100</u>	<u>379, 000</u>	<u>409, 500</u>
50	<u>263, 800</u>	<u>312, 900</u>	<u>346, 000</u>	<u>390, 700</u>	<u>421, 200</u>		50	<u>253, 400</u>	<u>302, 300</u>	<u>335, 800</u>	<u>379, 700</u>	<u>409, 800</u>
51	<u>264, 300</u>	<u>313, 700</u>	<u>346, 500</u>	<u>391, 500</u>	<u>421, 400</u>		51	<u>253, 900</u>	<u>303, 200</u>	<u>336, 400</u>	<u>380, 500</u>	<u>410, 100</u>
52	<u>264, 800</u>	<u>314, 500</u>	<u>347, 100</u>	<u>392, 200</u>	<u>421, 700</u>		52	<u>254, 400</u>	<u>304, 000</u>	<u>337, 000</u>	<u>381, 200</u>	<u>410, 400</u>
53	<u>265, 200</u>	<u>315, 400</u>	<u>347, 700</u>	<u>393, 000</u>	<u>421, 900</u>		53	<u>254, 800</u>	<u>304, 900</u>	<u>337, 600</u>	<u>382, 000</u>	<u>410, 600</u>
54	<u>265, 700</u>	<u>316, 300</u>	<u>348, 200</u>	<u>393, 700</u>	<u>422, 200</u>		54	<u>255, 300</u>	<u>305, 900</u>	<u>338, 100</u>	<u>382, 700</u>	<u>410, 900</u>
55	<u>266, 100</u>	<u>317, 300</u>	<u>348, 700</u>	<u>394, 400</u>	<u>422, 500</u>		55	<u>255, 800</u>	<u>306, 900</u>	<u>338, 600</u>	<u>383, 400</u>	<u>411, 200</u>
56	<u>266, 500</u>	<u>318, 200</u>	<u>349, 200</u>	<u>395, 000</u>	<u>422, 800</u>		56	<u>256, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>339, 100</u>	<u>384, 000</u>	<u>411, 500</u>
57	<u>267, 000</u>	<u>319, 000</u>	<u>349, 600</u>	<u>395, 300</u>	<u>423, 000</u>		57	<u>256, 800</u>	<u>308, 700</u>	<u>339, 500</u>	<u>384, 300</u>	<u>411, 700</u>
58	<u>267, 400</u>	<u>319, 900</u>	<u>349, 800</u>	<u>395, 900</u>	<u>423, 300</u>		58	<u>257, 200</u>	<u>309, 700</u>	<u>339, 700</u>	<u>384, 900</u>	<u>412, 000</u>
59	<u>267, 800</u>	<u>320, 800</u>	<u>350, 200</u>	<u>396, 500</u>	<u>423, 600</u>		59	<u>257, 600</u>	<u>310, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>385, 500</u>	<u>412, 300</u>
60	<u>268, 100</u>	<u>321, 700</u>	<u>350, 700</u>	<u>397, 200</u>	<u>423, 800</u>		60	<u>258, 000</u>	<u>311, 500</u>	<u>340, 700</u>	<u>386, 200</u>	<u>412, 500</u>
61	<u>268, 500</u>	<u>322, 600</u>	<u>351, 000</u>	<u>397, 600</u>	<u>424, 000</u>		61	<u>258, 400</u>	<u>312, 400</u>	<u>341, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>412, 700</u>
62	<u>268, 900</u>	<u>323, 400</u>	<u>351, 400</u>	<u>398, 300</u>	<u>424, 300</u>		62	<u>258, 800</u>	<u>313, 300</u>	<u>341, 400</u>	<u>387, 300</u>	<u>413, 000</u>
63	<u>269, 200</u>	<u>324, 300</u>	<u>351, 800</u>	<u>398, 900</u>	<u>424, 600</u>		63	<u>259, 200</u>	<u>314, 200</u>	<u>341, 900</u>	<u>387, 900</u>	<u>413, 300</u>

64	<u>269, 500</u>	<u>325, 100</u>	<u>352, 200</u>	<u>399, 500</u>	<u>424, 800</u>		64	<u>259, 600</u>	<u>315, 000</u>	<u>342, 300</u>	<u>388, 500</u>	<u>413, 500</u>
65	<u>269, 900</u>	<u>325, 800</u>	<u>352, 600</u>	<u>399, 900</u>	<u>425, 000</u>		65	<u>260, 000</u>	<u>315, 700</u>	<u>342, 700</u>	<u>388, 900</u>	<u>413, 700</u>
66	<u>270, 300</u>	<u>326, 700</u>	<u>353, 100</u>	<u>400, 400</u>			66	<u>260, 400</u>	<u>316, 600</u>	<u>343, 200</u>	<u>389, 400</u>	
67	<u>270, 600</u>	<u>327, 500</u>	<u>353, 500</u>	<u>401, 000</u>			67	<u>260, 800</u>	<u>317, 400</u>	<u>343, 600</u>	<u>390, 000</u>	
68	<u>270, 900</u>	<u>328, 300</u>	<u>354, 000</u>	<u>401, 500</u>			68	<u>261, 200</u>	<u>318, 200</u>	<u>344, 100</u>	<u>390, 500</u>	
69	<u>271, 300</u>	<u>328, 900</u>	<u>354, 200</u>	<u>401, 900</u>			69	<u>261, 600</u>	<u>319, 000</u>	<u>344, 300</u>	<u>390, 900</u>	
70	<u>271, 600</u>	<u>329, 400</u>	<u>354, 700</u>	<u>402, 400</u>			70	<u>262, 000</u>	<u>319, 500</u>	<u>344, 800</u>	<u>391, 400</u>	
71	<u>271, 900</u>	<u>329, 900</u>	<u>355, 100</u>	<u>402, 900</u>			71	<u>262, 400</u>	<u>320, 000</u>	<u>345, 300</u>	<u>391, 900</u>	
72	<u>272, 300</u>	<u>330, 400</u>	<u>355, 500</u>	<u>403, 400</u>			72	<u>262, 800</u>	<u>320, 500</u>	<u>345, 700</u>	<u>392, 400</u>	
73	<u>272, 700</u>	<u>330, 800</u>	<u>355, 800</u>	<u>403, 900</u>			73	<u>263, 200</u>	<u>321, 000</u>	<u>346, 000</u>	<u>392, 900</u>	
74	<u>273, 000</u>	<u>331, 300</u>	<u>356, 200</u>	<u>404, 300</u>			74	<u>263, 600</u>	<u>321, 600</u>	<u>346, 400</u>	<u>393, 300</u>	
75	<u>273, 400</u>	<u>331, 800</u>	<u>356, 700</u>	<u>404, 600</u>			75	<u>264, 000</u>	<u>322, 100</u>	<u>346, 900</u>	<u>393, 700</u>	
76	<u>273, 700</u>	<u>332, 300</u>	<u>357, 100</u>	<u>404, 900</u>			76	<u>264, 400</u>	<u>322, 600</u>	<u>347, 300</u>	<u>394, 100</u>	
77	<u>274, 000</u>	<u>332, 600</u>	<u>357, 300</u>	<u>405, 100</u>			77	<u>264, 800</u>	<u>322, 900</u>	<u>347, 500</u>	<u>394, 300</u>	
78	<u>274, 400</u>	<u>332, 900</u>	<u>357, 600</u>	<u>405, 300</u>			78	<u>265, 200</u>	<u>323, 200</u>	<u>347, 800</u>	<u>394, 500</u>	
79	<u>274, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>358, 000</u>	<u>405, 600</u>			79	<u>265, 600</u>	<u>323, 700</u>	<u>348, 200</u>	<u>394, 800</u>	
80	<u>275, 100</u>	<u>333, 600</u>	<u>358, 400</u>	<u>405, 900</u>			80	<u>265, 900</u>	<u>324, 000</u>	<u>348, 600</u>	<u>395, 100</u>	
81	<u>275, 300</u>	<u>333, 900</u>	<u>358, 700</u>	<u>406, 100</u>			81	<u>266, 200</u>	<u>324, 300</u>	<u>348, 900</u>	<u>395, 300</u>	
82	<u>275, 600</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 000</u>	<u>406, 400</u>			82	<u>266, 600</u>	<u>324, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>395, 600</u>	
83	<u>276, 000</u>	<u>334, 400</u>	<u>359, 400</u>	<u>406, 700</u>			83	<u>267, 000</u>	<u>324, 900</u>	<u>349, 600</u>	<u>395, 900</u>	
84	<u>276, 300</u>	<u>334, 700</u>	<u>359, 800</u>	<u>406, 900</u>			84	<u>267, 300</u>	<u>325, 200</u>	<u>350, 000</u>	<u>396, 100</u>	
85	<u>276, 500</u>	<u>335, 100</u>	<u>360, 100</u>	<u>407, 100</u>			85	<u>267, 600</u>	<u>325, 600</u>	<u>350, 300</u>	<u>396, 300</u>	
86	<u>276, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>360, 500</u>				86	<u>268, 000</u>	<u>326, 000</u>	<u>350, 700</u>		

87	<u>277, 200</u>	<u>335, 800</u>	<u>360, 900</u>
88	<u>277, 500</u>	<u>336, 000</u>	<u>361, 100</u>
89	<u>277, 800</u>	<u>336, 500</u>	<u>361, 400</u>
90	<u>278, 100</u>	<u>336, 900</u>	
91	<u>278, 400</u>	<u>337, 100</u>	
92	<u>278, 700</u>	<u>337, 400</u>	
93	<u>279, 000</u>	<u>337, 800</u>	
94	<u>279, 400</u>	<u>338, 200</u>	
95	<u>279, 800</u>	<u>338, 500</u>	
96	<u>280, 100</u>	<u>338, 800</u>	
97	<u>280, 300</u>	<u>339, 000</u>	
98	<u>280, 700</u>	<u>339, 300</u>	
99	<u>281, 000</u>	<u>339, 600</u>	
100	<u>281, 300</u>	<u>339, 900</u>	
101	<u>281, 600</u>	<u>340, 300</u>	
102	<u>281, 900</u>	<u>340, 500</u>	
103	<u>282, 200</u>	<u>340, 800</u>	
104	<u>282, 500</u>	<u>341, 200</u>	
105	<u>282, 700</u>	<u>341, 600</u>	
106	<u>282, 900</u>	<u>341, 900</u>	
107	<u>283, 200</u>	<u>342, 200</u>	
108	<u>283, 500</u>	<u>342, 500</u>	
109	<u>283, 800</u>	<u>342, 800</u>	

87	<u>268, 400</u>	<u>326, 300</u>	<u>351, 100</u>
88	<u>268, 700</u>	<u>326, 500</u>	<u>351, 300</u>
89	<u>269, 000</u>	<u>327, 000</u>	<u>351, 600</u>
90	<u>269, 400</u>	<u>327, 400</u>	
91	<u>269, 800</u>	<u>327, 600</u>	
92	<u>270, 100</u>	<u>328, 000</u>	
93	<u>270, 400</u>	<u>328, 400</u>	
94	<u>270, 800</u>	<u>328, 800</u>	
95	<u>271, 200</u>	<u>329, 200</u>	
96	<u>271, 500</u>	<u>329, 500</u>	
97	<u>271, 800</u>	<u>329, 700</u>	
98	<u>272, 200</u>	<u>330, 000</u>	
99	<u>272, 600</u>	<u>330, 300</u>	
100	<u>272, 900</u>	<u>330, 600</u>	
101	<u>273, 200</u>	<u>331, 000</u>	
102	<u>273, 600</u>	<u>331, 200</u>	
103	<u>274, 000</u>	<u>331, 500</u>	
104	<u>274, 300</u>	<u>331, 900</u>	
105	<u>274, 500</u>	<u>332, 300</u>	
106	<u>274, 700</u>	<u>332, 600</u>	
107	<u>275, 000</u>	<u>332, 900</u>	
108	<u>275, 300</u>	<u>333, 200</u>	
109	<u>275, 600</u>	<u>333, 500</u>	

110	<u>284, 100</u>	<u>343, 200</u>		110	<u>275, 900</u>	<u>333, 900</u>	
111	<u>284, 400</u>	<u>343, 500</u>		111	<u>276, 200</u>	<u>334, 200</u>	
112	<u>284, 600</u>	<u>343, 700</u>		112	<u>276, 400</u>	<u>334, 400</u>	
113	<u>284, 900</u>	<u>343, 900</u>		113	<u>276, 700</u>	<u>334, 600</u>	
114	<u>285, 100</u>	<u>344, 200</u>		114	<u>277, 000</u>	<u>334, 900</u>	
115	<u>285, 400</u>	<u>344, 400</u>		115	<u>277, 300</u>	<u>335, 200</u>	
116	<u>285, 800</u>	<u>344, 700</u>		116	<u>277, 700</u>	<u>335, 500</u>	
117	<u>286, 100</u>	<u>344, 900</u>		117	<u>278, 000</u>	<u>335, 700</u>	
118	<u>286, 400</u>			118	<u>278, 300</u>		
119	<u>286, 700</u>			119	<u>278, 600</u>		
120	<u>287, 000</u>			120	<u>279, 000</u>		
121	<u>287, 200</u>			121	<u>279, 200</u>		
122	<u>287, 400</u>			122	<u>279, 400</u>		
123	<u>287, 800</u>			123	<u>279, 800</u>		
124	<u>288, 100</u>			124	<u>280, 100</u>		
125	<u>288, 300</u>			125	<u>280, 300</u>		
126	<u>288, 600</u>			126	<u>280, 600</u>		
127	<u>288, 900</u>			127	<u>281, 000</u>		
128	<u>289, 300</u>			128	<u>281, 400</u>		
129	<u>289, 500</u>			129	<u>281, 600</u>		
130	<u>289, 900</u>			130	<u>282, 000</u>		
131	<u>290, 300</u>			131	<u>282, 400</u>		
132	<u>290, 600</u>			132	<u>282, 700</u>		

133	<u>290, 800</u>					133	<u>282, 900</u>					
134	<u>291, 100</u>					134	<u>283, 200</u>					
135	<u>291, 500</u>					135	<u>283, 600</u>					
136	<u>291, 800</u>					136	<u>283, 900</u>					
137	<u>292, 000</u>					137	<u>284, 100</u>					
138	<u>292, 300</u>					138	<u>284, 400</u>					
139	<u>292, 600</u>					139	<u>284, 700</u>					
140	<u>292, 900</u>					140	<u>285, 000</u>					
141	<u>293, 100</u>					141	<u>285, 200</u>					
142	<u>293, 300</u>					142	<u>285, 400</u>					
143	<u>293, 500</u>					143	<u>285, 600</u>					
144	<u>293, 700</u>					144	<u>285, 900</u>					
145	<u>294, 100</u>					145	<u>286, 300</u>					
146	<u>294, 300</u>					146	<u>286, 500</u>					
147	<u>294, 600</u>					147	<u>286, 800</u>					
148	<u>294, 900</u>					148	<u>287, 100</u>					
149	<u>295, 200</u>					149	<u>287, 400</u>					
150	<u>295, 400</u>					150	<u>287, 600</u>					
151	<u>295, 700</u>					151	<u>287, 900</u>					
152	<u>295, 900</u>					152	<u>288, 100</u>					
153	<u>296, 200</u>					153	<u>288, 400</u>					
定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	

短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円	短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円
	<u>214,100</u>	<u>254,800</u>	<u>269,600</u>	<u>304,400</u>	<u>331,900</u>		<u>205,800</u>	<u>245,600</u>	<u>260,100</u>	<u>293,600</u>	<u>320,600</u>
備考 (略)						備考 (略)					

【第2条関係】笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号)新旧対照表

改正案	現行																								
(特定任期付職員の給料表等) 第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	(特定任期付職員の給料表等) 第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>405,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	5	655,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円
号給	給料月額																								
1	405,000円																								
2	455,000円																								
3	508,000円																								
4	574,000円																								
5	655,000円																								
号給	給料月額																								
1	392,000円																								
2	440,000円																								
3	492,000円																								
4	555,000円																								
5	634,000円																								
2・3 (略) (特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第8条 (略)	2・3 (略) (特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第8条 (略)																								
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3第1項、第17条第2項第17条の4第2項第1号及び第18条第1項の規定の適用については、同条例第15条の3第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u> 、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」	2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3第1項、第17条第2項第17条の4第2項第1号及び第18条第1項の規定の適用については、同条例第15条の3第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と <u>、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」</u>																								

とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、給与条例第18条第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

とあるのは「100分の87.5」と_____、給与条例第18条第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

議案第 118 号

笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「災害業務従事手当」を「高所作業手当」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 災害応急作業等手当

第 6 条の見出し中「災害業務従事手当」を「高所作業手当」に改め、同条第 1 項中「災害業務従事手当」を「高所作業手当」に、「高所活動」を「高所作業」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(災害応急作業等手当)

第 7 条 災害応急作業等手当は、消防本部又は消防署に勤務し、異常な自然現象若しくは大規模な事故により発生した重大な災害として規則で定める災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業に従事した職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 840 円(大規模な災害として規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 1 項の作業が著しく危険である区域として規則で定める区域で行われた場合の同項の手当の額は、前項に定める額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

重大な災害が発生した箇所又はその周辺で行う作業に従事した消防職員に支給する特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を創設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年笛吹市条例第56号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>高所作業手当</u></p> <p><u>(5) 災害応急作業等手当</u></p> <p><u>(高所作業手当)</u></p> <p>第6条 <u>高所作業手当</u>は、消防本部又は消防署に勤務し、火災、水災 その他の災害の現場において梯子自動車等を使用して<u>高所作業</u>に従事 した職員に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p><u>第7条 災害応急作業等手当は、消防本部又は消防署に勤務し、異常な自 然現象若しくは大規模な事故により発生した重大な災害として規則で 定める災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業に従事した 職員に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき840円(大規模な災害 として規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円)とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第1項の作業が著しく危険である区域とし</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害業務従事手当</p> <p>[新設]</p> <p>(災害業務従事手当)</p> <p>第6条 災害業務従事手当は、消防本部又は消防署に勤務し、火災、水災 その他の災害の現場において梯子自動車等を使用して高所活動に従事 した職員に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>[新設]</p>

て規則で定める区域で行われた場合の同項の手当の額は、前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

(支給制限)

第8条 (略)

(命令簿等)

第9条 (略)

(支給制限)

第7条 (略)

(命令簿等)

第8条 (略)

議案第 119 号

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市
条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1(第 4 条関係)

行政職給料表(一)

職務の級 号給	1級		2級	
	給料月額	円	給料月額	円
1	195,800		242,000	
2	196,900		243,300	
3	198,100		244,700	
4	199,200		246,100	
5	200,300		247,500	
6	202,000		248,900	
7	203,600		250,300	
8	205,200		251,700	
9	206,700		253,100	
10	208,400		254,300	
11	210,000		255,600	
12	211,600		256,900	
13	213,100		258,100	
14	214,800		259,300	
15	216,500		260,500	
16	218,200		261,700	
17	219,400		262,800	

18		221, 000	263, 900
19		222, 600	265, 000
20		224, 100	266, 100
21		225, 600	267, 000
22		227, 200	268, 000
23		228, 800	269, 000
24		230, 400	270, 000
25		232, 000	271, 000

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(二)

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額		給料月額
		円		円
1		198, 200		240, 400
2		199, 900		241, 200
3		201, 600		242, 000
4		203, 300		242, 700
5		205, 000		243, 400
6		206, 700		244, 100
7		208, 300		244, 900
8		209, 900		245, 600
9		211, 500		246, 400
10		213, 000		247, 100
11		214, 500		247, 800
12		215, 900		248, 400
13		217, 300		249, 100
14		218, 800		249, 500
15		220, 300		250, 000
16		221, 800		250, 400
17		223, 200		250, 900
18		224, 600		251, 300
19		226, 000		251, 800
20		227, 400		252, 200
21		228, 800		252, 500

22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400
27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800
30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700
39	242,700	260,100
40	243,200	260,500

別表第3(第4条関係)

医療職給料表

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額	給料月額	号給
		円		円
1		221,700		254,700
2		223,600		256,800
3		225,400		259,000
4		227,100		261,200
5		228,800		263,400
6		230,700		264,400
7		232,500		265,200
8		234,200		266,100
9		235,900		266,900

別表第4(第4条関係)

福祉職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	212,700	267,600
2	214,400	269,000
3	216,000	270,300
4	217,700	271,600
5	219,200	273,000
6	220,800	274,000
7	222,400	275,000
8	224,000	276,000
9	225,600	276,900
10	227,400	277,800
11	229,200	278,800
12	230,200	279,700
13	231,200	280,800
14	232,300	281,700
15	233,500	282,600
16	234,600	283,400
17	235,600	283,900
18	236,600	284,600
19	237,500	285,400
20	238,500	286,100
21	239,500	287,000
22	240,900	287,900
23	242,200	288,800
24	243,500	289,700
25	244,800	290,700
26	246,100	
27	247,400	
28	248,600	
29	249,700	
30	250,600	
31	251,400	

32		252, 200
33		253, 200
34		254, 000
35		254, 800
36		255, 600
37		256, 300
38		257, 000
39		257, 700
40		258, 400

別表第5(第4条関係)

教育職給料表

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額		給料月額
		円		円
5		222, 100		243, 700
6		224, 400		246, 100
7		226, 600		248, 500
8		228, 800		251, 000
9		231, 000		253, 400
10		233, 200		255, 000
11		235, 400		256, 600
12		237, 600		258, 200
13		239, 800		259, 800
14		241, 900		261, 200
15		244, 000		262, 600
16		246, 100		264, 000
17		248, 200		265, 400
18		250, 000		266, 600
19		251, 700		267, 800
20		253, 400		269, 000
21		255, 100		270, 300
22		256, 400		271, 400
23		257, 700		272, 500
24		258, 900		273, 700

25	260,100	275,000
----	---------	---------

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正し、一般職の職員の給与を改定することに伴い、会計年度任用職員の給与についても改定するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第27号)新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
行政職給料表(一)			行政職給料表(一)		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
1	円 <u>195,800</u>	円 <u>242,000</u>	1	円 <u>183,500</u>	円 <u>230,000</u>
2	円 <u>196,900</u>	円 <u>243,300</u>	2	円 <u>184,600</u>	円 <u>231,500</u>
3	円 <u>198,100</u>	円 <u>244,700</u>	3	円 <u>185,800</u>	円 <u>233,000</u>
4	円 <u>199,200</u>	円 <u>246,100</u>	4	円 <u>186,900</u>	円 <u>234,500</u>
5	円 <u>200,300</u>	円 <u>247,500</u>	5	円 <u>188,000</u>	円 <u>236,000</u>
6	円 <u>202,000</u>	円 <u>248,900</u>	6	円 <u>189,700</u>	円 <u>237,500</u>
7	円 <u>203,600</u>	円 <u>250,300</u>	7	円 <u>191,300</u>	円 <u>239,000</u>
8	円 <u>205,200</u>	円 <u>251,700</u>	8	円 <u>192,900</u>	円 <u>240,500</u>
9	円 <u>206,700</u>	円 <u>253,100</u>	9	円 <u>194,500</u>	円 <u>242,000</u>
10	円 <u>208,400</u>	円 <u>254,300</u>	10	円 <u>196,200</u>	円 <u>243,400</u>
11	円 <u>210,000</u>	円 <u>255,600</u>	11	円 <u>197,800</u>	円 <u>244,800</u>
12	円 <u>211,600</u>	円 <u>256,900</u>	12	円 <u>199,400</u>	円 <u>246,200</u>
13	円 <u>213,100</u>	円 <u>258,100</u>	13	円 <u>201,000</u>	円 <u>247,400</u>
14	円 <u>214,800</u>	円 <u>259,300</u>	14	円 <u>202,700</u>	円 <u>248,600</u>
15	円 <u>216,500</u>	円 <u>260,500</u>	15	円 <u>204,400</u>	円 <u>249,800</u>

16	<u>218,200</u>
17	<u>219,400</u>
18	<u>221,000</u>
19	<u>222,600</u>
20	<u>224,100</u>
21	<u>225,600</u>
22	<u>227,200</u>
23	<u>228,800</u>
24	<u>230,400</u>
25	<u>232,000</u>

16	<u>261,700</u>
17	<u>262,800</u>
18	<u>263,900</u>
19	<u>265,000</u>
20	<u>266,100</u>
21	<u>267,000</u>
22	<u>268,000</u>
23	<u>269,000</u>
24	<u>270,000</u>
25	<u>271,000</u>

16	<u>206,100</u>
17	<u>207,400</u>
18	<u>209,000</u>
19	<u>210,600</u>
20	<u>212,100</u>
21	<u>213,600</u>
22	<u>215,200</u>
23	<u>216,800</u>
24	<u>218,400</u>
25	<u>220,000</u>

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(二)

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円
1		<u>198,200</u>		<u>240,400</u>
2		<u>199,900</u>		<u>241,200</u>
3		<u>201,600</u>		<u>242,000</u>
4		<u>203,300</u>		<u>242,700</u>
5		<u>205,000</u>		<u>243,400</u>
6		<u>206,700</u>		<u>244,100</u>
7		<u>208,300</u>		<u>244,900</u>

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(二)

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円
1			<u>185,700</u>	<u>227,700</u>
2			<u>187,400</u>	<u>228,500</u>
3			<u>189,100</u>	<u>229,300</u>
4			<u>190,800</u>	<u>230,100</u>
5			<u>192,500</u>	<u>230,800</u>
6			<u>194,200</u>	<u>231,600</u>
7			<u>195,800</u>	<u>232,400</u>

8	<u>209,900</u>	<u>245,600</u>	8	<u>197,400</u>	<u>233,200</u>
9	<u>211,500</u>	<u>246,400</u>	9	<u>199,000</u>	<u>234,000</u>
10	<u>213,000</u>	<u>247,100</u>	10	<u>200,500</u>	<u>234,700</u>
11	<u>214,500</u>	<u>247,800</u>	11	<u>202,000</u>	<u>235,400</u>
12	<u>215,900</u>	<u>248,400</u>	12	<u>203,500</u>	<u>236,100</u>
13	<u>217,300</u>	<u>249,100</u>	13	<u>205,000</u>	<u>236,800</u>
14	<u>218,800</u>	<u>249,500</u>	14	<u>206,500</u>	<u>237,400</u>
15	<u>220,300</u>	<u>250,000</u>	15	<u>208,000</u>	<u>238,000</u>
16	<u>221,800</u>	<u>250,400</u>	16	<u>209,500</u>	<u>238,600</u>
17	<u>223,200</u>	<u>250,900</u>	17	<u>211,000</u>	<u>239,200</u>
18	<u>224,600</u>	<u>251,300</u>	18	<u>212,400</u>	<u>239,800</u>
19	<u>226,000</u>	<u>251,800</u>	19	<u>213,800</u>	<u>240,400</u>
20	<u>227,400</u>	<u>252,200</u>	20	<u>215,200</u>	<u>240,900</u>
21	<u>228,800</u>	<u>252,500</u>	21	<u>216,600</u>	<u>241,400</u>
22	<u>229,800</u>	<u>252,800</u>	22	<u>217,700</u>	<u>241,900</u>
23	<u>230,900</u>	<u>253,100</u>	23	<u>218,800</u>	<u>242,400</u>
24	<u>232,000</u>	<u>253,400</u>	24	<u>219,900</u>	<u>242,900</u>
25	<u>233,000</u>	<u>253,900</u>	25	<u>220,900</u>	<u>243,400</u>
26	<u>233,800</u>	<u>254,400</u>	26	<u>221,800</u>	<u>243,900</u>
27	<u>234,700</u>	<u>254,800</u>	27	<u>222,700</u>	<u>244,300</u>
28	<u>235,500</u>	<u>255,300</u>	28	<u>223,600</u>	<u>244,800</u>
29	<u>236,400</u>	<u>255,800</u>	29	<u>224,500</u>	<u>245,400</u>
30	<u>237,200</u>	<u>256,300</u>	30	<u>225,300</u>	<u>245,900</u>

31	<u>238,000</u>	<u>256,700</u>	31	<u>226,100</u>	<u>246,400</u>
32	<u>238,800</u>	<u>257,100</u>	32	<u>226,900</u>	<u>246,800</u>
33	<u>239,600</u>	<u>257,400</u>	33	<u>227,700</u>	<u>247,200</u>
34	<u>240,100</u>	<u>257,900</u>	34	<u>228,400</u>	<u>247,700</u>
35	<u>240,600</u>	<u>258,400</u>	35	<u>229,100</u>	<u>248,200</u>
36	<u>241,100</u>	<u>258,800</u>	36	<u>229,800</u>	<u>248,600</u>
37	<u>241,700</u>	<u>259,200</u>	37	<u>230,500</u>	<u>249,000</u>
38	<u>242,200</u>	<u>259,700</u>	38	<u>231,100</u>	<u>249,500</u>
39	<u>242,700</u>	<u>260,100</u>	39	<u>231,700</u>	<u>250,000</u>
40	<u>243,200</u>	<u>260,500</u>	40	<u>232,300</u>	<u>250,400</u>

別表第3(第4条関係)

医療職給料表

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額		給料月額
		円		円
1		<u>221,700</u>		<u>254,700</u>
2		<u>223,600</u>		<u>256,800</u>
3		<u>225,400</u>		<u>259,000</u>
4		<u>227,100</u>		<u>261,200</u>
5		<u>228,800</u>		<u>263,400</u>
6		<u>230,700</u>		<u>264,400</u>
7		<u>232,500</u>		<u>265,200</u>

別表第3(第4条関係)

医療職給料表

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額		給料月額
		円		円
1			<u>207,700</u>	<u>240,600</u>
2			<u>209,600</u>	<u>242,800</u>
3			<u>211,400</u>	<u>245,000</u>
4			<u>213,100</u>	<u>247,200</u>
5			<u>214,800</u>	<u>249,400</u>
6			<u>216,700</u>	<u>250,400</u>
7			<u>218,500</u>	<u>251,300</u>

8	<u>234,200</u>	<u>266,100</u>
9	<u>235,900</u>	<u>266,900</u>

別表第4(第4条関係)

福祉職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	円 <u>212,700</u>	円 <u>267,600</u>
2	<u>214,400</u>	<u>269,000</u>
3	<u>216,000</u>	<u>270,300</u>
4	<u>217,700</u>	<u>271,600</u>
5	<u>219,200</u>	<u>273,000</u>
6	<u>220,800</u>	<u>274,000</u>
7	<u>222,400</u>	<u>275,000</u>
8	<u>224,000</u>	<u>276,000</u>
9	<u>225,600</u>	<u>276,900</u>
10	<u>227,400</u>	<u>277,800</u>
11	<u>229,200</u>	<u>278,800</u>
12	<u>230,200</u>	<u>279,700</u>
13	<u>231,200</u>	<u>280,800</u>
14	<u>232,300</u>	<u>281,700</u>
15	<u>233,500</u>	<u>282,600</u>

8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>
9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>

別表第4(第4条関係)

福祉職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	円 <u>199,600</u>	円 <u>254,300</u>
2	<u>201,300</u>	<u>255,900</u>
3	<u>203,000</u>	<u>257,500</u>
4	<u>204,700</u>	<u>258,800</u>
5	<u>206,300</u>	<u>260,300</u>
6	<u>207,900</u>	<u>261,500</u>
7	<u>209,500</u>	<u>262,600</u>
8	<u>211,100</u>	<u>263,700</u>
9	<u>212,700</u>	<u>264,800</u>
10	<u>214,500</u>	<u>265,900</u>
11	<u>216,300</u>	<u>267,000</u>
12	<u>217,400</u>	<u>268,100</u>
13	<u>218,500</u>	<u>269,200</u>
14	<u>219,700</u>	<u>270,100</u>
15	<u>220,900</u>	<u>271,000</u>

16	<u>234,600</u>	<u>283,400</u>	16	<u>222,000</u>	<u>271,800</u>
17	<u>235,600</u>	<u>283,900</u>	17	<u>223,100</u>	<u>272,400</u>
18	<u>236,600</u>	<u>284,600</u>	18	<u>224,100</u>	<u>273,100</u>
19	<u>237,500</u>	<u>285,400</u>	19	<u>225,100</u>	<u>273,900</u>
20	<u>238,500</u>	<u>286,100</u>	20	<u>226,100</u>	<u>274,600</u>
21	<u>239,500</u>	<u>287,000</u>	21	<u>227,100</u>	<u>275,600</u>
22	<u>240,900</u>	<u>287,900</u>	22	<u>228,500</u>	<u>276,500</u>
23	<u>242,200</u>	<u>288,800</u>	23	<u>229,800</u>	<u>277,400</u>
24	<u>243,500</u>	<u>289,700</u>	24	<u>231,100</u>	<u>278,300</u>
25	<u>244,800</u>	<u>290,700</u>	25	<u>232,400</u>	<u>279,300</u>
26	<u>246,100</u>		26	<u>233,700</u>	
27	<u>247,400</u>		27	<u>235,000</u>	
28	<u>248,600</u>		28	<u>236,200</u>	
29	<u>249,700</u>		29	<u>237,400</u>	
30	<u>250,600</u>		30	<u>238,400</u>	
31	<u>251,400</u>		31	<u>239,400</u>	
32	<u>252,200</u>		32	<u>240,400</u>	
33	<u>253,200</u>		33	<u>241,400</u>	
34	<u>254,000</u>		34	<u>242,400</u>	
35	<u>254,800</u>		35	<u>243,300</u>	
36	<u>255,600</u>		36	<u>244,200</u>	
37	<u>256,300</u>		37	<u>245,100</u>	
38	<u>257,000</u>		38	<u>246,000</u>	

39	<u>257,700</u>
40	<u>258,400</u>

別表第5(第4条関係)

教育職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
5	<u>222,100</u>	<u>243,700</u>
6	<u>224,400</u>	<u>246,100</u>
7	<u>226,600</u>	<u>248,500</u>
8	<u>228,800</u>	<u>251,000</u>
9	<u>231,000</u>	<u>253,400</u>
10	<u>233,200</u>	<u>255,000</u>
11	<u>235,400</u>	<u>256,600</u>
12	<u>237,600</u>	<u>258,200</u>
13	<u>239,800</u>	<u>259,800</u>
14	<u>241,900</u>	<u>261,200</u>
15	<u>244,000</u>	<u>262,600</u>
16	<u>246,100</u>	<u>264,000</u>
17	<u>248,200</u>	<u>265,400</u>
18	<u>250,000</u>	<u>266,600</u>
19	<u>251,700</u>	<u>267,800</u>

39	<u>246,900</u>
40	<u>247,700</u>

別表第5(第4条関係)

教育職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
5	<u>208,900</u>	<u>230,300</u>
6	<u>211,200</u>	<u>232,700</u>
7	<u>213,400</u>	<u>235,100</u>
8	<u>215,600</u>	<u>237,500</u>
9	<u>217,800</u>	<u>239,900</u>
10	<u>220,000</u>	<u>241,500</u>
11	<u>222,200</u>	<u>243,100</u>
12	<u>224,400</u>	<u>244,700</u>
13	<u>226,600</u>	<u>246,300</u>
14	<u>228,700</u>	<u>247,800</u>
15	<u>230,800</u>	<u>249,200</u>
16	<u>232,900</u>	<u>250,600</u>
17	<u>235,000</u>	<u>252,000</u>
18	<u>236,800</u>	<u>253,200</u>
19	<u>238,500</u>	<u>254,400</u>

20		<u>253,400</u>		<u>269,000</u>	20		<u>240,200</u>		<u>255,600</u>
21		<u>255,100</u>		<u>270,300</u>	21		<u>241,900</u>		<u>257,000</u>
22		<u>256,400</u>		<u>271,400</u>	22		<u>243,200</u>		<u>258,200</u>
23		<u>257,700</u>		<u>272,500</u>	23		<u>244,500</u>		<u>259,500</u>
24		<u>258,900</u>		<u>273,700</u>	24		<u>245,800</u>		<u>260,800</u>
25		<u>260,100</u>		<u>275,000</u>	25		<u>247,000</u>		<u>262,100</u>

議案第 120 号

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成 27 年笛吹市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市の機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 5 の項中「又は笛吹市重度心身障害者医療費助成条例」を「、笛吹市重度心身障害者医療費助成条例」に改め、「(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 6 の項中「又は重度心身障害者医療費助成関係情報」を「、重度心身障害者医療費助成関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 7 の項中「又は子どもすこやか医療費助成金関係情報」を「、子どもすこやか医療費助成金関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 8 の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 9 の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 10 の項中「又は利用特定個人情報」を「、利用特定個人情報又は住登外者宛名情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い「住登外者宛名番号管理機能」を用いて行う事務を、個人番号の独自利用を行う事務として規定するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年笛吹市条例第32号)新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市の機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~6 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>7 市長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr> </thead> </table>	機関	事務	1~6 (略)	(略)	7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	機関	事務	特定個人情報	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~6 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>[新設]</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr> </thead> </table>	機関	事務	1~6 (略)	(略)		[新設]	機関	事務	特定個人情報
機関	事務																		
1~6 (略)	(略)																		
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																		
機関	事務	特定個人情報																	
機関	事務																		
1~6 (略)	(略)																		
	[新設]																		
機関	事務	特定個人情報																	

1～4 (略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)
5 市長	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する情報(以下「子どもすこやか医療費助成金関係情報」という。)、 <u>笛吹市重度心身障害者医療費助成条例</u> による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。) <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する情報(以下「子どもすこやか医療費助成金関係情報」という。)、 <u>又は笛吹市重度心身障害者医療費助成条例</u> による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)	であって規則で定めるもの
6 市長	笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定め	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による	6 市長	笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定め	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による

		もの 医療費の助成に関する情報 (以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)、 重度心身障害者医療費助成関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの	もの 医療費の助成に関する情報 (以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)又 は重度心身障害者医療費助成関係情報 であって規則で定めるもの
7 市長	笛吹市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報、 子どもすこやか医療費助成金関係情報又は住登	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報 又は子どもすこやか医療費助成金関係情報

		外者宛名情報 であって規則で定めるもの			_____ であって規則で定めるもの
8 市長	笛吹市特定公共賃貸住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、 障害者関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの	8 市長	笛吹市特定公共賃貸住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報 又は障害者関係情報 _____であって規則で定めるもの
9 市長	笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱による保育料の無料化に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの	9 市長	笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱による保育料の無料化に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報_____であって規則で定めるもの
10 市長	生活保護法に準じて行う外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 利用特定個人情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの	10 市長	生活保護法に準じて行う外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 又は利用特定個人情報 _____であって規則で定めるもの

議案第 121 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 42 条第 4 項第 1 号」を「第 42 条第 6 項第 1 号」に改める。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

第 37 条第 1 項中「同条」を「同令第 27 条」に改める。

第 40 条第 2 項及び第 42 条第 6 項第 1 号中「(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第 46 条中「(第 50 条において準用する第 23 条において「運営規程」という。)」を削る。

第 52 条第 3 項中「場合には、」の次に「特定地域型保育には」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「当該特定・保育」を「当該特定教育・保育」に改める。

(笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市の」を「市長の」に改め、「含む。)」の次に「をいう。」を、「職員」の次に「(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所

等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条第1項中「認定保育園」を「認定こども園」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第4項第1号中「代替保育内容支援連携協力者」を「代替保育連携協力者」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(山梨県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)」を加える。

第28条第7号中「力の」を「力に掲げる」に、「次の各号」を「次のアか

らクまで」に改め、同号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「第 10 号」の次に「の要件」を加え、同号エ(1)を同号エ(ア)とし、同号エ(2)を同号エ(イ)とする。

第 29 条第 1 項中「保育士」の次に「(山梨県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 31 条第 1 項中「保育士」の次に「(山梨県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「3 分の 2」を「半数」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 42 条中「(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)」を削り、「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「設けなくては」を「設けなければ」に改める。

第 43 条第 8 号中「カの」を「力に掲げる」に、「次の各号」を「次のアからクまで」に改め、同号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「第 10 号」の次に「の要件」を加える。

第 44 条第 1 項中「保育士」の次に「(山梨県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 47 条の見出し中「小規模型事業所内保育事業」を「小規模型事業所内保育事業所」に改め、同条第 1 項中「。以下この条及び次条」を「。次条」に、「(以下この条及び次条」を「(以下この条」に改め、「保育士」の次に「(山梨県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則に次の 4 条を加える。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができます。ただし、

配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第 8 条 附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 9 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 29 条第 3 項若しくは第 44 条第 3 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

(笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「市長」を「市」に改める。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「(山梨県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士)」を加え、同条第 5 項ただし書中「補助者」を「補助員」に改める。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 16 条第 1 項に後段として次のように加える。

その職を退いた後も、また、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたこと等に伴い、新たな国の基準等を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p>

号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項

の規定により市が
行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)

_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が

行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)

2~5 (略)

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項

の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

7~11 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程

を定めておかなければならない。

(1)~(11) (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 (略)

2~5 (略)

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(**同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)**の規定による調整を行うに当

たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

7~11 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(**第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)**を定めておかなければならない。

(1)~(11) (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、**特定地域型保育には**特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、_____特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特

定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

【第2条関係】笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第15号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例に定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児(<u>市長の</u>監督に属する家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用して^{いる}乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。)をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(<u>家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)</u>が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例に定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児(<u>市の</u>監督に属する家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用して^{いる}乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。)_____以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員_____</p> <p>_____が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法</p>

律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(それぞれ子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) (略)

2・3 (略)

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認め

律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(それぞれ子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定保育園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) (略)

2・3 (略)

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育内容支援連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認め

ること。
ア・イ (略)
(2) (略)
5~7 (略)
(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の1
0第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)~(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じじうことができる者として市が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

ること。
ア・イ (略)
(2) (略)
5~7 (略)
(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の1
0各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)~(3) (略)

[新設]

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる 健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる 健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等 の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(山梨県が法第18条

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断

が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の 健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

[新設]

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士_____

の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及び力に掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階・3階	(略)	(略)

又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及び力の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階・3階	(略)	(略)

(略)			(略)		
4階以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	4階以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号<u>の要件</u>を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号_____を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ (略)

エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に

ウ (略)

エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に

規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ～ク (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（山梨県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ～ク (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(山梨県が認定地方公共団体である場合には、
保育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)

その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者_____は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。以下

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士_____

その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう _____

この条において同じ。)の数以上のその他の乳児又は幼児の定員枠を設けなければならない。

(略)

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及び力に掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階・3階 (略)	(略)	(略)
4階以上の階 常用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す

_____。)の数以上のその他の乳児又は幼児の定員枠を設けなくてはならない。

(略)

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及び力の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階・3階 (略)	(略)	(略)
4階以上の階 常用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す

	る構造の屋外階段	
避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	<p>る構造の屋外階段</p> <p>避難用</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号_____を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ～ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(山梨県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業

ウ～ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型

所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、**看護師又は准看護師**を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。**次条**

において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条

において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(山梨県が認定地方公共団体である場合には、保

育士又は山梨県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)そ

の他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、**看護師又は准看護師**を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師**又は看護師**を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。**以下この**

条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所**(以下この条及び次条**において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士

その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条

において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければ

ならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。そ

の他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師**又は看護師**を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に関する特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならぬ。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定

附 則

[新設]

[新設]

[新設]

については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

[新設]

【第3条関係】笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第22号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(山梨県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は山梨県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士_____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し</p>

ている場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第33条の1
0第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 (略)

ている場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第33条の1
0各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。_____

2 (略)

議案第 122 号

笛吹市水道事業給水条例の一部改正について
笛吹市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市水道事業給水条例の一部を改正する条例
笛吹市水道事業給水条例(平成 18 年笛吹市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項第 1 号の表中「2,244 円」を「2,692 円」に改め、同項第 2 号の表中「137 円」を「164 円」に、「162 円」を「194 円」に、「187 円」を「224 円」に改め、同条第 2 項中「99 円」を「118 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市水道事業給水条例第 27 条及び第 30 条の規定は、この条例の施行の日前に使用した水量を含まない使用水量に係る料金から適用し、同日前に使用した水量を含む使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

水道事業の経営健全化及び安定した事業運営に資するため、料金の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市水道事業給水条例(平成18年笛吹市条例第59号)新旧対照表

改正案	現行																
(料金)	(料金)																
第27条 料金は、第1号から第3号までの表に定めるところにより算定した基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	第27条 料金は、第1号から第3号までの表に定めるところにより算定した基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。																
(1) 基本料金	(1) 基本料金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金(2月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20立方メートル</td> <td>2,692円</td> </tr> </tbody> </table>	基本水量	基本料金(2月につき)	20立方メートル	2,692円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金(2月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20立方メートル</td> <td>2,244円</td> </tr> </tbody> </table>	基本水量	基本料金(2月につき)	20立方メートル	2,244円								
基本水量	基本料金(2月につき)																
20立方メートル	2,692円																
基本水量	基本料金(2月につき)																
20立方メートル	2,244円																
(2) 超過料金	(2) 超過料金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水量区分(2月につき)</th> <th>料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21立方メートルから50立方メートルまで</td> <td>164円</td> </tr> <tr> <td>51立方メートルから100立方メートルまで</td> <td>194円</td> </tr> <tr> <td>101立方メートル以上</td> <td>224円</td> </tr> </tbody> </table>	水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)	21立方メートルから50立方メートルまで	164円	51立方メートルから100立方メートルまで	194円	101立方メートル以上	224円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水量区分(2月につき)</th> <th>料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21立方メートルから50立方メートルまで</td> <td>137円</td> </tr> <tr> <td>51立方メートルから100立方メートルまで</td> <td>162円</td> </tr> <tr> <td>101立方メートル以上</td> <td>187円</td> </tr> </tbody> </table>	水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)	21立方メートルから50立方メートルまで	137円	51立方メートルから100立方メートルまで	162円	101立方メートル以上	187円
水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)																
21立方メートルから50立方メートルまで	164円																
51立方メートルから100立方メートルまで	194円																
101立方メートル以上	224円																
水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)																
21立方メートルから50立方メートルまで	137円																
51立方メートルから100立方メートルまで	162円																
101立方メートル以上	187円																
(3) (略)	(3) (略)																
2 前項第2号の規定にかかわらず、浴場営業用及び給水に関し管理者が認めるものに係る超過料金は、1立方メートルにつき 118円 とする。	2 前項第2号の規定にかかわらず、浴場営業用及び給水に関し管理者が認めるものに係る超過料金は、1立方メートルにつき 99円 とする。																

議案第 123 号

笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について

笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部を改正する条例

笛吹市公共下水道使用料等徴収条例(平成 16 年笛吹市条例第 171 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号の表中「1,920 円」を「2,304 円」に改め、同条第 2 号の表中「120 円」を「144 円」に、「132 円」を「158 円」に、「156 円」を「187 円」に、「96 円」を「115 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市公共下水道使用料等徴収条例第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、この条例の施行の日前に排除された汚水を含まない汚水量に係る使用料から適用し、同日前に排除された汚水を含む汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

公共下水道事業の経営健全化及び安定した事業運営に資するため、使用料の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市公共下水道使用料等徴収条例(平成16年笛吹市条例第171号)新旧対照表

改正案	現行																																																
<p>(使用料の算定基準)</p> <p>第5条 使用料は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>汚水量</th><th>基本料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用及び公衆浴場用</td><td>20立方メートルまで</td><td>2月につき 2,304円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 超過料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>汚水量(2月につき)</th><th>料金(1立方メートルにつき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td><td>21立方メートルから50立方メートルまで</td><td>144円</td></tr> <tr> <td></td><td>51立方メートルから100立方メートルまで</td><td>158円</td></tr> <tr> <td></td><td>101立方メートル以上</td><td>187円</td></tr> <tr> <td>公衆浴場用</td><td>21立方メートル以上</td><td>115円</td></tr> <tr> <td>臨時用</td><td></td><td>187円</td></tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	基本料金	一般用及び公衆浴場用	20立方メートルまで	2月につき 2,304円	区分	汚水量(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)	一般用	21立方メートルから50立方メートルまで	144円		51立方メートルから100立方メートルまで	158円		101立方メートル以上	187円	公衆浴場用	21立方メートル以上	115円	臨時用		187円	<p>(使用料の算定基準)</p> <p>第5条 使用料は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>汚水量</th><th>基本料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用及び公衆浴場用</td><td>20立方メートルまで</td><td>2月につき 1,920円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 超過料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>汚水量(2月につき)</th><th>料金(1立方メートルにつき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td><td>21立方メートルから50立方メートルまで</td><td>120円</td></tr> <tr> <td></td><td>51立方メートルから100立方メートルまで</td><td>132円</td></tr> <tr> <td></td><td>101立方メートル以上</td><td>156円</td></tr> <tr> <td>公衆浴場用</td><td>21立方メートル以上</td><td>96円</td></tr> <tr> <td>臨時用</td><td></td><td>156円</td></tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	基本料金	一般用及び公衆浴場用	20立方メートルまで	2月につき 1,920円	区分	汚水量(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)	一般用	21立方メートルから50立方メートルまで	120円		51立方メートルから100立方メートルまで	132円		101立方メートル以上	156円	公衆浴場用	21立方メートル以上	96円	臨時用		156円
区分	汚水量	基本料金																																															
一般用及び公衆浴場用	20立方メートルまで	2月につき 2,304円																																															
区分	汚水量(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)																																															
一般用	21立方メートルから50立方メートルまで	144円																																															
	51立方メートルから100立方メートルまで	158円																																															
	101立方メートル以上	187円																																															
公衆浴場用	21立方メートル以上	115円																																															
臨時用		187円																																															
区分	汚水量	基本料金																																															
一般用及び公衆浴場用	20立方メートルまで	2月につき 1,920円																																															
区分	汚水量(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)																																															
一般用	21立方メートルから50立方メートルまで	120円																																															
	51立方メートルから100立方メートルまで	132円																																															
	101立方メートル以上	156円																																															
公衆浴場用	21立方メートル以上	96円																																															
臨時用		156円																																															

議案第 124 号

笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について
笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例
笛吹市簡易水道等給水条例(平成 18 年笛吹市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中「1,247 円」を「1,496 円」に改め、同表第 2 号の表中「37 円」を「44 円」に、「62 円」を「74 円」に、「99 円」を「118 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市簡易水道等給水条例第 6 条及び別表の規定は、この条例の施行の日前に使用した水量を含まない使用水量に係る料金から適用し、同日前に使用した水量を含む使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

簡易水道事業の経営健全化及び安定した事業運営に資するため、料金の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市簡易水道等給水条例(平成18年笛吹市条例第61号)新旧対照表

改正案	現行																
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)																
(1) 基本料金	(1) 基本料金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金(2月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60立方メートル</td> <td>1,496円</td> </tr> </tbody> </table>	基本水量	基本料金(2月につき)	60立方メートル	1,496円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金(2月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60立方メートル</td> <td>1,247円</td> </tr> </tbody> </table>	基本水量	基本料金(2月につき)	60立方メートル	1,247円								
基本水量	基本料金(2月につき)																
60立方メートル	1,496円																
基本水量	基本料金(2月につき)																
60立方メートル	1,247円																
(2) 超過料金	(2) 超過料金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水量区分(2月につき)</th> <th>料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61立方メートルから140立方メートルまで</td> <td>44円</td> </tr> <tr> <td>141立方メートルから200立方メートルまで</td> <td>74円</td> </tr> <tr> <td>201立方メートル以上</td> <td>118円</td> </tr> </tbody> </table>	水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)	61立方メートルから140立方メートルまで	44円	141立方メートルから200立方メートルまで	74円	201立方メートル以上	118円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水量区分(2月につき)</th> <th>料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61立方メートルから140立方メートルまで</td> <td>37円</td> </tr> <tr> <td>141立方メートルから200立方メートルまで</td> <td>62円</td> </tr> <tr> <td>201立方メートル以上</td> <td>99円</td> </tr> </tbody> </table>	水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)	61立方メートルから140立方メートルまで	37円	141立方メートルから200立方メートルまで	62円	201立方メートル以上	99円
水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)																
61立方メートルから140立方メートルまで	44円																
141立方メートルから200立方メートルまで	74円																
201立方メートル以上	118円																
水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)																
61立方メートルから140立方メートルまで	37円																
141立方メートルから200立方メートルまで	62円																
201立方メートル以上	99円																
(3) (略)	(3) (略)																

議案第 125 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 笛吹市社会教育施設条例(平成 27 年笛吹市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笛吹市芦川グリーンロッジの項を削る。

別表第 1 中 12 の表を削り、13 の表を 12 の表とする。

別表第 3 中「笛吹市芦川グリーンロッジ及び」を削る。

第 2 条 笛吹市社会教育施設条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笛吹市芦川やすらぎの里の項を削る。

別表第 1 中 12 の表を削る。

別表第 3 中「(笛吹市芦川やすらぎの里の使用(利用)を除く。)」を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

芦川グリーンロッジ及び芦川やすらぎの里の位置付けを、観光振興に資する施設へと改めることに伴い、これら施設を社会教育施設から除外するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行																																			
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川やすらぎの里</td><td>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第9条、第10条関係) 1～11 (略)</p>	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地	笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川グリーンロッジ</td><td>笛吹市芦川町鶯宿1760番地</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川やすらぎの里</td><td>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第9条、第10条関係) 1～11 (略)</p> <p>12 笛吹市芦川グリーンロッジ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th><th colspan="2">使用料(1人当たり)</th></tr> <tr> <th>宿泊 (1泊当たり)</th><th>休憩</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>1,200円</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>900円</td><td></td></tr> <tr> <td>小中学生</td><td>600円</td><td></td></tr> <tr> <td>学齢前幼児</td><td>400円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1泊とは、午後4時から翌日の午前10時までとする。</p>	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地	笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川町鶯宿1760番地	笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1	利用区分	使用料(1人当たり)		宿泊 (1泊当たり)	休憩	一般	1,200円	400円	高校生	900円		小中学生	600円		学齢前幼児	400円	
名称	位置																																			
笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)																																			
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																																			
笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1																																			
名称	位置																																			
笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)																																			
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																																			
笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川町鶯宿1760番地																																			
笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1																																			
利用区分	使用料(1人当たり)																																			
	宿泊 (1泊当たり)	休憩																																		
一般	1,200円	400円																																		
高校生	900円																																			
小中学生	600円																																			
学齢前幼児	400円																																			

12 (略)

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分	割増
午後5時から午後10時までの間及び利用時間外における使用(利用) (<u>笛吹市芦川やすらぎの里の使用(利用)を除く。)</u>)	1.5倍
市外者の使用(利用)	2倍
営利を目的とする使用 (利用)	10倍
入場料等なし	
入場料等あり	10倍 + 入場料等の5%

※ 代表者及び使用者の5割が市内者であった場合は通常料金とし、それ以外は、市外者料金とする。

※ 休憩とは、午前10時から午後4時までの利用とする。

13 (略)

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分	割増
午後5時から午後10時までの間及び利用時間外における使用(利用) (<u>笛吹市芦川グリーンロッジ</u> <u>及び</u> <u>笛吹市芦川やすらぎの里の使用(利用)を除く。)</u>)	1.5倍
市外者の使用(利用)	2倍
営利を目的とする使用 (利用)	10倍
入場料等なし	
入場料等あり	10倍 + 入場料等の5%

※ 代表者及び使用者の5割が市内者であった場合は通常料金とし、それ以外は、市外者料金とする。

【第2条関係】笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行																																	
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第9条、第10条関係) 1～11 (略)</p>	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地			<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川やすらぎの里</td><td>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第9条、第10条関係) 1～11 (略)</p> <p>12 笛吹市芦川やすらぎの里</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th><th colspan="2">使用料(1人当たり)</th></tr> <tr> <th>宿泊 (1泊当たり)</th><th>休憩</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>2,400円</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>1,700円</td><td></td></tr> <tr> <td>小中学生</td><td>1,200円</td><td></td></tr> <tr> <td>学齢前幼児</td><td>800円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1泊とは、午後4時から翌日の午前10時までとする。 ※ 休憩とは、午前10時から午後4時までの利用とする。</p>	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地	笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1	利用区分	使用料(1人当たり)		宿泊 (1泊当たり)	休憩	一般	2,400円	500円	高校生	1,700円		小中学生	1,200円		学齢前幼児	800円	
名称	位置																																	
笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)																																	
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																																	
名称	位置																																	
笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)																																	
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																																	
笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1																																	
利用区分	使用料(1人当たり)																																	
	宿泊 (1泊当たり)	休憩																																
一般	2,400円	500円																																
高校生	1,700円																																	
小中学生	1,200円																																	
学齢前幼児	800円																																	

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分	割増
午後5時から午後10時までの間及び利用時間外における使用(利用) _____	1.5倍
市外者の使用(利用)	2倍
営利を目的とする使用 (利用)	10倍
入場料等なし	10倍 + 入場料等の5%
入場料等あり	

※ 代表者及び使用者の5割が市内者であった場合は通常料金とし、それ以外は、市外者料金とする。

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分	割増
午後5時から午後10時までの間及び利用時間外における使用(利用) <u>笛吹市芦川やすらぎの里の使用(利用)を除く。)</u>	1.5倍
市外者の使用(利用)	2倍
営利を目的とする使用 (利用)	10倍
入場料等なし	10倍 + 入場料等の5%
入場料等あり	

※ 代表者及び使用者の5割が市内者であった場合は通常料金とし、それ以外は、市外者料金とする。

議案第 126 号

笛吹市火災予防条例の一部改正について
笛吹市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市火災予防条例の一部を改正する条例
笛吹市火災予防条例(平成 18 年笛吹市条例第 106 号)の一部を次のように改
正する。
目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29
条の 2—第 29 条の 7)」を
「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29
条の 2—第 29 条の 7)」
第 3 章の 3 林野火災の予防(第 29 条の 8・第 29 条の 9)」
改める。

第 29 条中「警報」の次に「(法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報
をいう。以下同じ。)」を加える。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防
(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火
災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注
意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの
間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよ
う努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用
の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用
の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発し
たときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の
使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第 45 条第 1 号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の
1 項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報の発令、当該発令中における火の使用の制限等を行うことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市火災予防条例(平成18年笛吹市条例第106号)新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2 —第29条の7)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報 をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、 次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野 火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関 する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるま</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2 —第29条の7)</p> <p>[新設]</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報</p> <p>_____が発せられた場合における火の使用については、 次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>[新設]</p>

での間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)

(2)～(6) (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 _____

(2)～(6) (略)

[新設]

議案第 127 号

令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算(第 5 号)について

令和 7 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 446,839 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,686,680 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 島根県歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		千円 9,933,332	千円 △290,780	千円 9,642,552
11 地方交付税	1 地方交付税	4,478,139	△290,780	4,187,359
15 国庫支出金		6,536,622	84,838	6,621,460
16 県支出金	1 県負担金	4,715,497	80,852	4,796,349
	2 県補助金	1,797,865	2,841	1,800,706
	3 県委託金	23,260	1,145	24,405
19 繰入金		2,502,003	24,449	2,526,452
	1 基金繰入金	1,552,390	23,754	1,576,144
	2 県補助金	737,312	△5	737,307
	3 県委託金	212,301	700	213,001
21 諸収入		7,484,585	311,835	7,796,420
	4 雜入	7,416,694	311,835	7,728,529
22 市債		287,674	904	288,578
	1 市債	240,985	904	241,889
歳 入 合 計		6,194,180	35,200	6,229,380
		6,194,180	35,200	6,229,380
		51,239,841	446,839	51,686,680

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		226,305	2,281	228,586
	1 議会費	226,305	2,281	228,586
2 総務費		8,073,567	79,328	8,152,895
	1 総務管理費	7,340,493	59,036	7,399,529
	2 徴税費	417,526	11,435	428,961
	3 戸籍住民基本台帳費	216,007	7,359	223,366
	5 統計調査費	35,676	1,498	37,174
3 民生費		16,193,768	228,714	16,422,482
	1 社会福祉費	7,246,463	26,947	7,273,410
	2 児童福祉費	7,145,354	189,235	7,334,589
	3 生活保護費	1,801,951	12,532	1,814,483
4 衛生費		1,926,975	10,639	1,937,614
	1 保健衛生費	870,172	9,581	879,753
	2 環境衛生費	447,854	720	448,574
	4 環境対策費	110,153	338	110,491
6 農林水産業費		1,072,430	6,189	1,078,619
	1 農業費	1,017,416	6,189	1,023,605
7 商工費		448,305	19,507	467,812
	1 商工費	448,305	19,507	467,812
8 土木費		2,996,421	11,018	3,007,439
	1 土木管理費	202,452	6,149	208,601
	2 道路橋梁費	1,032,010	1,906	1,033,916
	3 河川費	116,562	0	116,562
	4 都市計画費	1,619,154	2,742	1,621,896
	5 住宅費	26,243	221	26,464
9 消防費		2,065,277	30,929	2,096,206

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	千円 2,065,277	千円 30,929	千円 2,096,206
10 教育費		5,545,660	58,234	5,603,894
1 教育総務費		742,353	20,663	763,016
2 小学校費		464,398	16,311	480,709
3 中学校費		1,400,088	3,052	1,403,140
4 社会教育費		1,567,420	11,343	1,578,763
5 保健体育費		475,390	338	475,728
6 学校給食費		896,011	6,527	902,538
歳出合計		51,239,841	446,839	51,686,680

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	御坂支所改修事業	62,619
7 商工費	1 商工費	芦川グリーンロッジ改修事業	17,358
8 土木費	2 道路橋梁費	新山梨環状道路関連道路整備事業	1,000
10 教育費	3 中学校費	御坂中学校校舎等改築事業	182,518
10 教育費	4 社会教育費	学びの杜みさか改修事業	40,994

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
市役所本館、市民窓口館、保健福祉館の夜間警備に係る業務委託	令和7年度 から 令和10年度	64,755
芦川学童保育クラブ事業	令和7年度 から 令和10年度	28,653
外国語指導助手（A L T）用タブレット端末賃貸借料	令和7年度 から 令和12年度	6,080
石和スクールバス運営事業	令和7年度 から 令和10年度	43,245
境川スクールバス運営事業	令和7年度 から 令和10年度	55,440
公の施設に係る指定管理者の指定について（健康増進施設「いちのみやももの里温泉」）	令和8年度 から 令和12年度	3,968
公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居児童センター、かすがい学童保育クラブ）	令和8年度 から 令和12年度	249,420
公の施設に係る指定管理者の指定について（境川児童館、境川学童保育クラブ）	令和8年度 から 令和12年度	78,043
公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第二保育所）（追加分）	令和8年度 から 令和11年度	33,548
公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第四保育所）（追加分）	令和8年度 から 令和9年度	172,539
公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市クリーンセンター）	令和8年度 から 令和12年度	379,200

公の施設に係る指定管理者の指定について（すずらんの里）	令和8年度 から 令和12年度	46,350
公の施設に係る指定管理者の指定について（みさか桃源郷公園）	令和8年度 から 令和12年度	73,920
公の施設に係る指定管理者の指定について（八代ふるさと公園、リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園、八代ふれあい健康広場）	令和8年度 から 令和12年度	129,591
公の施設に係る指定管理者の指定について（学びの杜みさか、御坂生涯学習センター）	令和8年度 から 令和12年度	112,180
公の施設に係る指定管理者の指定について（スコレーセンター、スコレーパリオ）	令和8年度 から 令和12年度	167,838
公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川スポーツ広場）	令和8年度	770
公の施設に係る指定管理者の指定について（石和中央テニスコート、石和農村スポーツ広場、石和清流館）	令和8年度 から 令和12年度	153,120

2. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
A I デマンド交通事業	令和7年度 から 令和10年度	44,250	令和7年度 から 令和10年度	77,932

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位:千円)

議案第 128 号

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,140 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,638,458 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 繰入金		644,592	7,140	651,732
	1 他会計繰入金	582,108	7,140	589,248
	歳 入 合 計	7,631,318	7,140	7,638,458

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		150,318	6,995	157,313
	1 総務管理費	135,363	6,853	142,216
	2 徴税費	14,679	142	14,821
6 保健事業費		87,351	145	87,496
	1 特定健康診査等事業費	49,910	145	50,055
歳 出 合 計		7,631,318	7,140	7,638,458

議案第 129 号

令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,329 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,425,567 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 1,690,519	千円 809	千円 1,691,328
5 県支出金	2 県補助金	443,869	809	444,678
7 繰入金	1 一般会計繰入金	974,619 52,408 1,253,414 1,143,414	404 404 5,116 5,116	975,023 52,812 1,258,530 1,148,530
歳 入 合 計		7,419,238	6,329	7,425,567

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		189,988	4,714	194,702
1 総務管理費		105,017	3,116	108,133
2 徴収費		6,935	177	7,112
3 介護認定審査会費		73,643	1,421	75,064
4 地域支援事業費		334,956	2,107	337,063
2 包括的支援事業費		137,584	1,907	139,491
3 任意事業費		18,656	200	18,856
7 予備費		18,654	△492	18,162
1 予備費		18,654	△492	18,162
歳 出 合 計		7,419,238	6,329	7,425,567

議案第 130 号

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 846 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,266,544 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		1,165,898	846	1,166,744
	1 一般会計繰入金	1,165,898	846	1,166,744
	歳 入 合 計	2,265,698	846	2,266,544

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		25,861	846	26,707
1 総務管理費		19,662	846	20,508
歳 出 合 計		2,265,698	846	2,266,544

議案第 131 号

令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)

について

令和 7 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87,144 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		51,556	167	51,723
1 負担金		51,556	167	51,723
歳 入 合 計		86,977	167	87,144

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		75,030	167	75,197
	1 総務管理費	75,030	167	75,197
	歳 出 合 計	86,977	167	87,144

議案第 132 号

令和 7 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 3 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 7 年度

笛吹市水道事業会計補正予算
(第 3 号)

令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道事業費用	1,724,729 千円	0 千円	1,724,729 千円
第1項	営業費用	1,588,760 千円	0 千円	1,588,760 千円

第3条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額573,188千円」を「不足する額575,507千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てんし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的支出	1,188,587 千円	2,319 千円	1,190,906 千円
第1項	建設改良費	744,150 千円	2,319 千円	746,469 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	(千円) 備 考
1 水道事業費用			1,724,729	0	1,724,729	
	1 営業費用		1,588,760	0	1,588,760	
		4 総係費	255,518	0	255,518	

令和7年度 補正予算実施計画
資本的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	(千円) 備 考
1 資本的支出			1,188,587	2,319	1,190,906	
	1 建設改良費		744,150	2,319	746,469	
		1 水道建設費	742,011	2,319	744,330	

令和7年度 準正予算内訳書
収益的収入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1 水道事業費用		1,724,729	0	1,724,729			
1 営業費用		1,588,760	0	1,588,760			
	4 総係費	255,518	0	255,518	給料	1,443	
					手当	△ 1,771	
					法定福利費	328	

令和7年度 準正予算内訳書
資本的収入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1 資本的支出		1,188,587	2,319	1,190,906			
1 建設改良費		744,150	2,319	746,469			
	1 水道建設費	742,011	2,319	744,330	給料	761	
					手当	1,047	
					法定福利費	511	

給 与 費 明 細 書

水道事業会計

1 一般職

般概

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	11	0	47,705	29,843	77,548	22,698	100,246
	資本勘定 支弁職員	6	0	23,772	15,301	39,073	10,728	49,801
	合計	17	0	71,477	45,144	116,621	33,426	150,047
補正前	損益勘定 支弁職員	11	0	46,262	31,614	77,876	22,370	100,246
	資本勘定 支弁職員	6	0	23,011	14,254	37,265	10,217	47,482
	合計	17	0	69,273	45,868	115,141	32,587	147,728
比較	損益勘定 支弁職員	0	0	1,443	△ 1,771	△ 328	328	0
	資本勘定 支弁職員	0	0	761	1,047	1,808	511	2,319
	合計	0	0	2,204	△ 724	1,480	839	2,319

職員手当の内訳	区分	管理職手当(千円)	扶養手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	寒冷地手当(千円)	超過勤務手当(千円)	児童手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	宿日直手当(千円)	退職手当(千円)
	補正後	3,665	2,610	547	1,420	0	1,899	1,680	33,308	0	15	0
	補正前	3,665	2,298	547	1,420	0	1,567	1,680	34,678	0	13	0
	比較	0	312	0	0	0	332	0	△ 1,370	0	2	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	17	0	71,477	45,144	116,621	33,426	150,047
補正前	17	0	69,273	45,868	115,141	32,587	147,728
比較	0	0	2,204	△ 724	1,480	839	2,319

職員手当 の内訳	区分	管理職 手当 (千円)	扶養 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職 手当 (千円)
	補正後	3,665	2,610	547	1,420	0	1,899	1,680	33,308	0	15	0
	補正前	3,665	2,298	547	1,420	0	1,567	1,680	34,678	0	13	0
	比較	0	312	0	0	0	332	0	△ 1,370	0	2	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	2,204	人事院勧告に伴う増減分	2,204	
		その他の増減分	0	
職員手当	△ 724	人事院勧告に伴う増減分	1,565	
		その他の増減分	△ 2,289	人事異動等に伴う減

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

区分	行政職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円) 350,377
	平均給与月額(円) 390,779
	平均年齢(歳) 43.7
令和7年6月1日現在	平均給料月額(円) 339,574
	平均給与月額(円) 378,446
	平均年齢(歳) 42.9

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高校卒	188,000	188,000	
短大卒	201,000	201,000	
大学卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年12月1日現在	7	1	5.9%
	6	2	11.8%
	5	2	11.8%
	4	6	35.3%
	3	1	5.9%
	2	3	17.6%
	1	2	11.8%
	計	17	100.0%
令和7年6月1日現在	7	1	5.9%
	6	2	11.8%
	5	2	11.8%
	4	6	35.3%
	3	1	5.9%
	2	3	17.6%
	1	2	11.8%
	計	17	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.325	2.325	4.65	有
補正前	2.250	2.350	4.60	有
一般会計の制度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勵奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率(%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率(%)	0	0	
支給対象職員の比率(%) (令和7年12月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	なし
住居手当	同	なし
通勤手当	同	なし

議案第 133 号

令和 7 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第 1 号)

について

令和 7 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 7 年度

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算

(第 1 号)

令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	温泉事業収益	68,740 千円	△ 998 千円	67,742 千円
第2項	営業外収益	10,987 千円	△ 998 千円	9,989 千円
支出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	温泉事業費用	68,740 千円	△ 998 千円	67,742 千円
第1項	営業費用	64,205 千円	△ 998 千円	63,207 千円

第3条 予算第8条に定めた、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
10,878 千円	△ 998 千円	9,880 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	(千円) 備 考
1 温泉事業収益			68,740	△ 998	67,742	
	2 営業外収益		10,987	△ 998	9,989	
		2 他会計補助金	10,878	△ 998	9,880	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	(千円) 備 考
1 温泉事業費用			68,740	△ 998	67,742	
	1 営業費用		64,205	△ 998	63,207	
		2 総係費	10,439	△ 998	9,441	

令和7年度 準正予算内訳書
収益の収入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1 温泉事業収益		68,740	△ 998	67,742			
2 営業外収益		10,987	△ 998	9,989			
	2 他会計補助金	10,878	△ 998	9,880	他会計補助金	△ 998	一般会計補助金

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1 温泉事業費用		68,740	△ 998	67,742			
1 営業費用		64,205	△ 998	63,207			
	2 総係費	10,439	△ 998	9,441	給料	△ 600	
					手当	△ 300	
					法定福利費	△ 200	
					賃借料	102	

給 与 費 明 細 書

笛吹市當春日居地区温泉給湯事業会計

1 一般職

般概 (1) 総括

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	2,524	1,682	4,206	1,245	5,451
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	2,524	1,682	4,206	1,245	5,451
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	3,124	1,982	5,106	1,445	6,551
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	3,124	1,982	5,106	1,445	6,551
比較	損益勘定 支弁職員	0	0	△ 600	△ 300	△ 900	△ 200	△ 1,100
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	△ 600	△ 300	△ 900	△ 200	△ 1,100

職員手当の内訳	区分	管理職手当(千円)	扶養手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	寒冷地手当(千円)	超過勤務手当(千円)	児童手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	宿日直手当(千円)	退職手当(千円)
	補正後	0	0	24	0	0	211	0	1,447	0	0	0
	補正前	0	0	0	180	0	211	0	1,591	0	0	0
	比較	0	0	24	△ 180	0	0	0	△ 144	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	0	2,524	1,682	4,206	1,245	5,451
補正前	1	0	3,124	1,982	5,106	1,445	6,551
比較	0	0	△ 600	△ 300	△ 900	△ 200	△ 1,100

職員手当 の内訳	区分	管理職 手当 (千円)	扶養 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿直 手当 (千円)	退職 手当 (千円)
	補正後	0	0	24	0	0	211	0	1,447	0	0	0
	補正前	0	0	0	180	0	211	0	1,591	0	0	0
	比較	0	0	24	△ 180	0	0	0	△ 144	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 600	人事院勧告に伴う増減分	147	
		その他の増減分	△ 747	人事異動に伴う減
職員手当	△ 300	人事院勧告に伴う増減分	67	
		その他の増減分	△ 367	人事異動に伴う減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区分	行政職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円) 210,333
	平均給与月額(円) 212,333
	平均年齢(歳) 19.0
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円) 260,333
	平均給与月額(円) 275,333
	平均年齢(歳) 30.0

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高校卒	188,000	188,000	
短大卒	201,000	201,000	
大学卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年12月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2		0.0%
	1	1	100.0%
令和7年1月1日現在	計	1	100.0%
	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2	1	100.0%
	1		0.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.325	2.325	4.65	有
補正前	2.250	2.350	4.60	有
一般会計の制度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勵奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率(%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率(%)	0	0	
支給対象職員の比率(%) (令和7年12月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	なし
住居手当	同	なし
通勤手当	同	なし

議案第 134 号

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)について
令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 3 号)は、別冊に定める
ところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 7 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

(第 3 号)

令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業費用	2,033,096 千円	0 千円	2,033,096 千円
第1項	営業費用	1,855,530 千円	0 千円	1,855,530 千円

第3条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額739,635千円」を「不足する額739,815千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てんし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業資本的支出	1,824,965 千円	180 千円	1,825,145 千円
第1項	建設改良費	805,603 千円	180 千円	805,783 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,033,096	0	2,033,096	
	1 営業費用		1,855,530	0	1,855,530	
		2 総係費	89,513	0	89,513	

令和7年度 補正予算実施計画
資本的収入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業資本的支出			1,824,965	180	1,825,145	
	1 建設改良費		805,603	180	805,783	
		1 管路建設改良費	596,591	180	596,771	

令和7年度 補正予算内訳書
収益的収入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 下水道事業費用		2,033,096	0	2,033,096			
1 営業費用		1,855,530	0	1,855,530			
	2 総係費	89,513	0	89,513	給料	666	
					手当	△ 900	
					法定福利費	234	

令和7年度 補正予算内訳書
資本的収入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 下水道事業資本的支出		1,824,965	180	1,825,145			
1 建設改良費		805,603	180	805,783			
	1 管路建設改良費	596,591	180	596,771	給料	295	
					手当	△ 153	
					法定福利費	38	

給 与 費 明 細 書

公共下水道事業会計

1 一般職

般概

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	5	0	20,000	11,676	31,676	9,247	40,923
	資本勘定 支弁職員	3	0	13,579	8,105	21,684	6,065	27,749
	合計	8	0	33,579	19,781	53,360	15,312	68,672
補正前	損益勘定 支弁職員	5	0	19,334	12,576	31,910	9,013	40,923
	資本勘定 支弁職員	3	0	13,284	8,258	21,542	6,027	27,569
	合計	8	0	32,618	20,834	53,452	15,040	68,492
比較	損益勘定 支弁職員	0	0	666	△ 900	△ 234	234	0
	資本勘定 支弁職員	0	0	295	△ 153	142	38	180
	合計	0	0	961	△ 1,053	△ 92	272	180

職員手当の内訳	区分	管理職手当(千円)	扶養手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	寒冷地手当(千円)	超過勤務手当(千円)	児童手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	宿日直手当(千円)	退職手当(千円)
	補正後	1,534	810	245	666	0	934	600	14,956	0	36	0
	補正前	1,534	720	245	996	0	934	720	15,652	0	33	0
	比較	0	90	0	△ 330	0	0	△ 120	△ 696	0	3	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	8	0	33,579	19,781	53,360	15,312	68,672
補正前	8	0	32,618	20,834	53,452	15,040	68,492
比較	0	0	961	△ 1,053	△ 92	272	180

職員手当 の内訳	区分	管理職 手当 (千円)	扶養 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿直 手当 (千円)	退職 手当 (千円)
	補正後	1,534	810	245	666	0	934	600	14,956	0	36	0
	補正前	1,534	720	245	996	0	934	720	15,652	0	33	0
	比較	0	90	0	△ 330	0	0	△ 120	△ 696	0	3	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	961	人事院勧告に伴う増減分	1,053	
		その他の増減分	△ 92	人事異動に伴う減
職員手当	△ 1,053	人事院勧告に伴う増減分	573	
		その他の増減分	△ 1,626	人事異動に伴う減

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

区分	行政職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円) 349,781
	平均給与月額(円) 383,688
	平均年齢(歳) 43.1
令和7年6月1日現在	平均給料月額(円) 339,771
	平均給与月額(円) 376,177
	平均年齢(歳) 42.8

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高校卒	188,000	188,000	
短大卒	201,000	201,000	
大学卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年12月1日現在	7		0.0%
	6	1	12.5%
	5	2	25.0%
	4	3	37.5%
	3		0.0%
	2	1	12.5%
	1	1	12.5%
	計	8	100.0%
令和7年6月1日現在	7		0.0%
	6	1	12.5%
	5	2	25.0%
	4	3	37.5%
	3		0.0%
	2	1	12.5%
	1	1	12.5%
	計	8	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.325	2.325	4.65	有
補正前	2.250	2.350	4.60	有
一般会計の制度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勵奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率(%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率(%)	0	0	
支給対象職員の比率(%) (令和7年12月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	なし
住居手当	同	なし
通勤手当	同	なし

議案第 135 号

令和 7 年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市簡易水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めると
ころによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 7 年度

笛吹市簡易水道事業会計補正予算
(第 1 号)

令和7年度 笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度笛吹市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度笛吹市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	簡易水道事業収益	33,830 千円	△ 1,700 千円	32,130 千円
第2項	営業外収益	30,564 千円	△ 1,700 千円	28,864 千円
支出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	簡易水道事業費用	33,830 千円	△ 1,700 千円	32,130 千円
第1項	営業費用	33,085 千円	△ 1,700 千円	31,385 千円

第3条 予算第8条に定めた、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
20,365 千円	△ 1,700 千円	18,665 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	(千円) 備 考
1 簡易水道事業収益			33,830	△ 1,700	32,130	
	2 営業外収益		30,564	△ 1,700	28,864	
		2 他会計補助金	20,365	△ 1,700	18,665	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	(千円) 備 考
1 簡易水道事業費用			33,830	△ 1,700	32,130	
	1 営業費用		33,085	△ 1,700	31,385	
		3 総係費	10,465	△ 1,700	8,765	

令和7年度 準正予算内訳書
収益的収入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1 簡易水道事業収益		33,830	△ 1,700	32,130			
2 営業外収益		30,564	△ 1,700	28,864			
	2 他会計補助金	20,365	△ 1,700	18,665	一般会計補助金	△ 1,700	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1 簡易水道事業費用		33,830	△ 1,700	32,130			
1 営業費用		33,085	△ 1,700	31,385			
	3 総係費	10,465	△ 1,700	8,765	給料	△ 500	
					手当	△ 900	
					法定福利費	△ 300	

給 与 費 明 細 書

簡易水道事業会計

1 一般職

般概

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	3,007	2,161	5,168	1,417	6,585
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	3,007	2,161	5,168	1,417	6,585
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	3,507	3,061	6,568	1,717	8,285
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	3,507	3,061	6,568	1,717	8,285
比較	損益勘定 支弁職員	0	0	△ 500	△ 900	△ 1,400	△ 300	△ 1,700
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	△ 500	△ 900	△ 1,400	△ 300	△ 1,700

職員手当の内訳	区分	管理職手当(千円)	扶養手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	寒冷地手当(千円)	超過勤務手当(千円)	児童手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	宿日直手当(千円)	退職手当(千円)
	補正後	0	0	24	228	0	582	0	1,320	0	7	0
	補正前	0	240	50	0	0	582	240	1,942	0	7	0
	比較	0	△ 240	△ 26	228	0	0	△ 240	△ 622	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	0	3,007	2,161	5,168	1,417	6,585
補正前	1	0	3,507	3,061	6,568	1,717	8,285
比較	0	0	△ 500	△ 900	△ 1,400	△ 300	△ 1,700

職員手当 の内訳	区分	管理職 手当 (千円)	扶養 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職 手当 (千円)
	補正後	0	0	24	228	0	582	0	1,320	0	7	0
	補正前	0	240	50	0	0	582	240	1,942	0	7	0
	比較	0	△ 240	△ 26	228	0	0	△ 240	△ 622	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 500	人事院勧告に伴う増減分	143	
		その他の増減分	△ 643	人事異動に伴う減
職員手当	△ 900	人事院勧告に伴う増減分	49	
		その他の増減分	△ 949	人事異動に伴う減

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

区分	行政職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円)
	平均給与月額(円)
	平均年齢(歳)
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)
	平均給与月額(円)
	平均年齢(歳)

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高校卒	188,000	188,000	
短大卒	201,000	201,000	
大学卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年12月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2		0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%
令和7年1月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3	1	100.0%
	2		0.0%
	1		0.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2.325	2.325	4.65	有
前年度	2.250	2.350	4.60	有
一般会計の制度 度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勵奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率(%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般職	特殊職
給料総額に対する比率(%)	0	0	
支給対象職員の比率(%) (令和7年12月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	なし
住居手当	同	なし
通勤手当	同	なし

議案第 136 号

令和 7 年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市農業集落排水事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 7 年度

笛吹市農業集落排水事業会計補正予算
(第 1 号)

令和7年度 笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	農業集落排水事業費用	53,881 千円	0 千円	53,881 千円
第1項	営 業 費 用	51,012 千円	0 千円	51,012 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 農業集落排水事業費用			53,881	0	53,881	
	1 営業費用		51,012	0	51,012	
		1 管渠施設費	12,635	△ 257	12,378	
		2 総係費	6,379	257	6,636	

令和7年度 準正予算内訳書
収益的収入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金額	附 記
1 農業集落排水事業費用		53,881	0	53,881			
1 営業費用		51,012	0	51,012			
	1 管渠施設費	12,635	△ 257	12,378	委託料	△ 257	
	2 総係費	6,379	257	6,636	給料	143	
					手当	68	
					法定福利費	46	

給 与 費 明 細 書

農業集落排水事業会計

1 一般職

般概

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	2,903	1,921	4,824	1,302	6,126
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	2,903	1,921	4,824	1,302	6,126
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	2,760	1,853	4,613	1,256	5,869
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	2,760	1,853	4,613	1,256	5,869
比較	損益勘定 支弁職員	0	0	143	68	211	46	257
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	143	68	211	46	257

職員手当の内訳	区分	管理職手当(千円)	扶養手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	寒冷地手当(千円)	超過勤務手当(千円)	児童手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	宿日直手当(千円)	退職手当(千円)
	補正後	0	0	0	0	0	442	0	1,471	0	8	0
	補正前	0	0	0	0	0	442	0	1,404	0	7	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	67	0	1	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	0	2,903	1,921	4,824	1,302	6,126
補正前	1	0	2,760	1,853	4,613	1,256	5,869
比較	0	0	143	68	211	46	257

職員手当 の内訳	区分	管理職 手当 (千円)	扶養 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職 手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	442	0	1,471	0	8	0
	補正前	0	0	0	0	0	442	0	1,404	0	7	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	67	0	1	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	143	人事院勧告に伴う増減分	143	
		その他の増減分	0	
職員手当	68	人事院勧告に伴う増減分	68	
		その他の増減分	0	

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

区分	行政職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円) 241,917
	平均給与月額(円) 241,917
	平均年齢(歳) 26
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円) 230,000
	平均給与月額(円) 230,000
	平均年齢(歳) 25

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高校卒	188,000	188,000	
短大卒	201,000	201,000	
大学卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年12月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2		0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%
令和7年1月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2		0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.325	2.325	4.65	有
補正前	2.250	2.350	4.60	有
一般会計の制度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勵奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率(%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率(%)	0	0	
支給対象職員の比率(%) (令和7年12月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	なし
住居手当	同	なし
通勤手当	同	なし

議案第 137 号

契約の締結について(春日居福祉会館大規模改修工事(建築主体) (債務))

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 春日居福祉会館大規模改修工事(建築主体)(債務) |
| 2 施 行 箇 所 | 笛吹市春日居町寺本 142 番地 1 春日居福祉会館 |
| 3 請 負 金 額 | 金 256,960,000 円(税込み) |
| 4 請 負 業 者 | 山梨県笛吹市御坂町金川原 850 番地 1
(株) 地場工務店
代表取締役 地場 亜紀子 |

提案理由

春日居福祉会館大規模改修工事(建築主体)(債務)の請負契約を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

建設工事請負仮契約書

- 1 契約番号 5071000103
- 2 工事名 春日居福社会館大規模改修工事（建築主体）（債務）
- 3 工事場所 笛吹市春日居町寺本142番地1 春日居福社会館
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和9年2月26日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	5	6	9	6	0	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金23,360,000円											
7 契約保証金	保証保険等 (25,696,000円)										
8 支払条件	前金払40%以内、部分払5回以内又は中間前金払20%以内、及び完成払										
9 建設発生土の搬出先等	特記仕様書に定めがあるときは、その定めによる。										
10 解体工事に要する費用等	別紙書面のとおり										

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和7年11月10日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部777
笛吹市

職・氏名 笛吹市長 山下 政樹 印

受注者 住 所 山梨県笛吹市石和町金川原850番地1

商号又は名称 株式会社一和事務店

代表者職・氏名 代表者 一和 亜紀子

(議決日) 令和 年 月 日

議案第 138 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市健康増進施設「いちのみやももの里温泉」

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 静岡県静岡市葵区千代田七丁目 1 番 29 号

名 称 株式会社 ユアーズ静岡

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 139 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市クリーンセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県甲斐市玉川 1602 番地 4

名 称 株式会社 カンエイメンテナンス 山梨支店

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 140 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市春日居児童センター

かすがい学童保育クラブ

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県甲府市相生一丁目 2 番 31 号 甲府ビジネススクエア 3 階

名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 甲府営業所

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 141 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市境川児童館

境川学童保育クラブ

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県笛吹市境川町小黒坂 1640 番地 1

名 称 社会福祉法人 境川福祉会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 142 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

すずらんの里

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目 17 番 14 号 甲府センタービル 5F
名 称 株式会社 JTB 甲府支店

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 143 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市みさか桃源郷公園

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県甲府市蓬沢町 1171 番地

名 称 株式会社 アセラ技建

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 144 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市八代ふるさと公園

笛吹市八代ふれあい健康広場

笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県甲府市蓬沢町 1171 番地

名 称 株式会社 アセラ技建

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 145 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市学びの杜みさか

笛吹市御坂生涯学習センター

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬 626 番地 1

名 称 公益財団法人 ふえふき文化・スポーツ振興財団

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 146 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

- 笛吹市スコレーセンター
- 笛吹市スコレーパリオ
- 笛吹市石和中央テニスコート
- 笛吹市石和農村スポーツ広場
- 笛吹市石和清流館

2 指定管理者となる団体の名称等

- 所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬 626 番地 1
- 名 称 公益財団法人 ふえふき文化・スポーツ振興財団

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 147 号

公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について
地方自治法第 244 条の 2 第 5 項の規定により、公の施設の管理について次の
とおり指定管理者の指定期間を変更するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市芦川やすらぎの里
笛吹市芦川スポーツ広場

2 指定管理者の名称等

所在地 山梨県笛吹市御坂町栗合 363 番地 5
名 称 株式会社 農楽人

3 指定の期間

変更前 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
変更後 令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定期間の変更について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規
定により、議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。